

別紙

改正後の建築基準法施行規則第一条の三・第三条の各表

目次

第一条の三第一項（建築物の確認申請）	
表一 各階平面図等の基本的な図書	1
表二 各建築基準関係規定に適合することの確認に必要な図書	4
表三 構造計算の種類に応じて必要となる構造計算書	94
表四 構造方法等の認定に係る認定書の写し	126
表五 一定の場合に省略の対象となる計算書等	133
第一条の三第四項（建築物の計画に建築設備が含まれる場合の確認申請）	
表一 建築設備の種類に応じて各建築基準関係規定に適合することの確認に必要な図書	135
表二 構造方法等の認定に係る認定書の写し	167
第三条第一項（単体規定が準用される工作物の確認申請）	
表一 平面図等の基本的な図書	170
表二 工作物の種類に応じて各建築基準関係規定に適合することの確認に必要な図書	172
表三 構造方法等の認定に係る認定書の写し	198

「第一条の三第一項（建築物の確認申請） 表一 各階平面図等の基本的な図書」

		(い)	
各階平面図		配置図	付近見取図
間取、各室の用途及び床面積	縮尺及び方位	敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	明示すべき事項
		土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ	方位、道路及び目標となる地物
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類	縮尺及び方位
		下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路	敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
		擁壁の設置その他安全上適当な措置	擁壁の設置その他安全上適当な措置

		(3)				
二面以上の断面図	二面以上の立面図	床面積求積図				
			縮尺	縮尺	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
縮尺	開口部の位置 延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造（法第六十二条第一項本文に規定する建築物のうち、耐火建築物及び準耐火建築物以外のものについては、縮尺、開口部の位置及び構造並びに外壁及び軒裏の構造）	縮尺	開口部の位置	延焼のおそれのある部分の外壁及び構造	延焼のおそれのある部分の外壁及び構造	延焼のおそれのある部分の外壁及び構造
				通し柱及び開口部の位置	通し柱及び開口部の位置	通し柱及び開口部の位置
				壁及び筋かいの位置及び種類	壁及び筋かいの位置及び種類	壁及び筋かいの位置及び種類

				(は)			
構造詳細図	小屋伏図	各階床伏図	基礎伏図		地盤面算定表		
				縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法	地盤面を算定するための算式	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ	各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
						地盤面	

「第一条の三第一項（建築物の確認申請）表一 各建築基準関係規定に適合することの確認に必要な図書」

						(-)	
						法第二十条の 規定が適用さ れる建築物	(ii)
						令第三章第 二節の規定 が適用され る建築物	
使用構造材料一覽表		構造詳細図	基礎伏図	二面以上の断面図	二面以上の立面図	各階平面図	(3)
構造耐力上主要な部分のうち特に腐食、 腐朽又は摩損のおそれのあるものに用い る材料の腐食、腐朽若しくは摩損のおそ れの程度又はさび止め、防腐若しくは摩	屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その 他これらに類する建築物の部分及び広告 塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付 けるものの取り付け部分の構造方法					一 基礎の配置、構造方法及び寸法並び に材料の種類及び寸法 二 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁 その他これらに類する建築物の部分及 び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外 に取り付けるものの種別、位置及び寸 法	明示すべき事項

令第三章第
三節の規定
が適用され
る建築物

各階平面図	二面以上の立面図	二面以上の断面図	基礎伏図	各階床伏図	小屋伏図	二面以上の軸組図	構造詳細図	構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	屋根ふき材の種別	柱の有効細長比	構造耐力上主要な部分である軸組等の構造方法	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造方法	外壁のうち、軸組が腐りやすい構造である部分の地下
-------	----------	----------	------	-------	------	----------	-------	--	--	----------	---------	-----------------------	--------------------------	--------------------------

	使用構造材料一覧表	<p>構造耐力上主要な部分である部材の地面からメートル以内の部分の防蝕又は防蟻措置</p> <p>構造耐力上主要な部分に使用する木材の品質</p> <p>令第四十条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第四十二条ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第四十三条第一項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法</p> <p>令第四十三条第二項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法</p> <p>令第四十六条第二項第一号イに規定する基準への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第四十六条第二項第一号ハの構造計算の結果及びその算出方法</p>
<p>令第四十条ただし書、令第四十二条ただし書、令第四十三条第一項ただし書、同条第二項ただし書、令第四十六条第二項第一号イ、同条第二項第一号ハ、同条第三項ただし書、同条第四項、令第四十七条第一項、令第四十八条第一項第二号ただし書又は同条第二項第二号の規定に適合することの確認に必要な図書</p>		

				令第三章第 四節の規定 が適用され る建築物	
各階床伏図	基礎伏図	二面以上の断面図	二面以上の立面図	各階平面図	配置図
構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材		組積造の塀の位置		令第四十八条第二項第二号に規定する規格への適合性審査に必要な事項	令第四十八条第一項第二号ただし書の構造計算の結果及びその算出方法
				令第四十七条第一項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第四十六条第四項に規定する基準への適合性審査に必要な事項
				令第四十六条第三項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法	

小屋伏図	二面以上の軸組図	構造詳細図	使用構造材料一覧表	施工方法等計画書	<p>令第五十一条第一項ただし書、令第五十五条第二項、令第五十七条第一項第一号及び第二号又は令第五十九条の二の規定に適合することの確認に必要な図書</p>
料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法	<p>堀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法</p> <p>構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別</p> <p>使用するモルタルの調合等の組積材の施工方法の計画</p> <p>令第五十一条第一項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法</p> <p>令第五十五条第二項に規定する基準への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第五十七条第一項第一号及び第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項</p>				
令第五十九条の二に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項					

令第三章第 四節の二の 規定が適用 される建築 物										
使用構造材料一覽表	配置図 各階平面図 二面以上の立面図 二面以上の断面図 基礎伏図 各階床伏図 小屋伏図 二面以上の軸組図 構造詳細図									
	別	補強コンクリートブロック造の塀の位置			構造耐力上主要な部分である部材、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法					
構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別		鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	帳壁の材料の種別及び構造方法	塀の寸法、構造方法、基礎の丈及び根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法			構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法			

<p>令第三章第五節の規定が適用される建築物</p>				<p>令第六十二条の四第一項から第三項まで、令第六十二条の五第二項又は令第六十二条の八ただし書の規定に適合することの確認に必要な図書</p>		<p>施工方法等計画書</p>	
						<p>コンクリートブロックの組積方法 補強コンクリートブロックの耐力壁、門又は塀の縦筋の接合方法</p>	
各階床伏図	基礎伏図	二面以上の断面図	各階平面図	<p>令第六十二条の四第一項から第三項まで、令第六十二条の五第二項又は令第六十二条の八ただし書の規定に適合することの確認に必要な図書</p>		<p>令第六十二条の四第一項から第三項までに規定する基準への適合性審査に必要な事項</p>	
<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種類並びに開口部の位置、形状及び寸法</p>				<p>令第六十二条の五第二項に規定する基準への適合性審査に必要な事項</p>		<p>令第六十二条の八ただし書の構造計算の結果及びその算出方法</p>	
<p>構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法</p>				<p>令第六十二条の八ただし書の構造計算の結果及びその算出方法</p>		<p>令第六十二条の五第二項に規定する基準への適合性審査に必要な事項</p>	

小屋伏図	二面以上の軸組図	構造詳細図		使用構造材料一覧表	令第六十六条、令第六十七条第二項、令第六十九条又は令第七十条の規定に適合することの確認に必要な図書
	圧縮材の有効細長比	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法	別 構造耐力上主要な部分に用いる材料の種類	令第六十六条に規定する基準への適合性審査に必要な事項	令第六十七条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
令第六十九条の構造計算の結果及びその算出方法	令第七十条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第七十条に規定する一の柱のみの火熱による耐力の低下によつて建築物全体が			

										令第三章第 六節の規定 が適用され る建築物	
										各階平面図 二面以上の立面図 二面以上の断面図	
										基礎伏図 各階床伏図 小屋伏図 二面以上の軸組図 構造詳細図	
										使用構造材料一覽表	
										容易に倒壊するおそれがある場合として 国土交通大臣が定める場合に該当するこ とを確認するために必要な事項	
										構造耐力上主要な部分である部材（接合 部を含む。）の位置、寸法、構造方法及 び材料の種別並びに開口部の位置、形状 及び寸法	
										構造耐力上主要な部分である部材の位置 及び寸法並びに開口部の位置、形状及び 寸法	
										鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法 鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さ	
										別 構造耐力上主要な部分に用いる材料の種 別 コンクリートの骨材、水及び混和材料の	

<p>令第三章第六節の二の規定が適用される建築物</p>	<p>各階平面図 二面以上の立面図 二面以上の断面図</p>	<p>令第七十三条第二項ただし書、令第七十七条第四号、令第七十七条の二第一項ただし書又は令第七十九条第二項の規定に適合することの確認に必要な図書</p>	<p>施工方法等計画書</p>				
<p>構造耐力上主要な部分である部材の位置及び寸法並びに開口部の位置、形状及び寸法</p>	<p>令第七十九条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第七十七条の二第一項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法</p>	<p>令第七十七条第四号に規定する基準への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第七十三条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>法 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法</p>	<p>養生方法 コンクリートの強度試験方法、調査及び養生方法</p>	<p>種別</p>

<p>施工方法等計画書</p>	<p>使用構造材料一覧表</p>	<p>構造詳細図</p>	<p>二面以上の軸組図</p>	<p>小屋伏図</p>	<p>各階床伏図</p>	<p>基礎伏図</p>	
<p>養生方法</p>	<p>種別 コンクリートの骨材、水及び混和材料の</p>	<p>別 構造耐力上主要な部分に用いる材料の種</p>	<p>ぶり厚さ 鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのか</p>	<p>鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法</p>	<p>構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法</p>	<p>圧縮材の有効細長比</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法</p>

	<p>法 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法</p>
<p>令第六十六条、令第六十七条第二項、令第六十九条、令第七十三条第二項ただし書、令第七十七条第六号、令第七十七条の二第一項ただし書、令第七十九条第二項又は令第七十九条の三第二項の規定に適合することの確認に必要な図書</p>	<p>令第六十六条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第六十七条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第六十九条の構造計算の結果及びその算出方法</p> <p>令第七十三条第二項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第七十七条第六号に規定する基準への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第七十七条の二第一項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法</p> <p>令第七十九条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第七十九条の三第二項に規定する構造</p>

令第三章第七節の規定が適用される建築物									
施工方法等計画書	配置図	方法への適合性審査に必要な事項							
	各階平面図		無筋コンクリート造の塀の位置、構造方法及び寸法						
	二面以上の立面図								
	二面以上の断面図								
	基礎伏図			構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）、間仕切壁及び手すり又は手すり壁の位置、寸法、構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法					
	各階床伏図								
	小屋伏図								
	二面以上の軸組図								
	構造詳細図				塀の寸法、構造方法、基礎の根入れ深さ並びに材料の種別及び寸法				
	使用構造材料一覧表								
種別	コンクリートの骨材、水及び混和材料の種別								
種別									
種別									
種別									
種別									
種別									
種別									
種別									
種別									
種別									
種別									
種別	コンクリートの強度試験方法、調合及び								

<p>令第三章第八節の規定</p>	<p>物 令第三章第七節の二の規定が適用される建築物</p>		
<p>各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、</p>	<p>令第八十条の二又は令第八十条の三の規定に適合することの確認に必要な図書</p>	<p>令第五十一条第一項ただし書、令第五十五条第二項、令第五十七条第一項第一号及び第二号又は令第五十九条の二の規定に適合することの確認に必要な図書</p>	
<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法、構造方法及</p>	<p>令第八十条の三に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第八十条の二に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第五十九条の二に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>
<p>項</p>	<p>令第五十七条第一項第一号及び第二号に規定する基準への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第五十五条第二項に規定する基準への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第五十一条第一項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法</p>
<p>養生方法 法 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法</p>			

		(二)			
		法第二十一条の規定が適用される建築物			
法第二十一条	建築物	法第二十一条第一項の規定が適用される建築物	第八条の三の規定が適用される建築物	令第二百二十九条の二の四第三号の規定が適用される建築物	
配置図	耐火構造等の構造詳細図	各階平面図	第八条の三の規定に適合することの確認に必要な図書	令第二百二十九条の二の四第三号の規定に適合することの確認に必要な図書	が適用される建築物
					基礎伏図、小屋伏図、二面以上の軸組図及び構造詳細図
外壁、そで壁、塀その他これらに類する	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	耐力壁及び非耐力壁の位置	第八条の三に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第二百二十九条の二の四第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	及び材料の種別並びに開口部の位置、形状及び寸法 構造計算においてその影響を考慮した非構造部材の位置、形状、寸法及び材料の種別

(四)	(三)										
法第二十三条の規定が適用される建築物	法第二十二條の規定が適用される建築物										
		法第二十一條第二項の規定が適用される建築物	条第一項ただし書の規定が適用される建築物								
各階平面図	耐火構造等の構造詳細図	耐火構造等の構造詳細図	各階平面図	耐火構造等の構造詳細図	各階平面図						
耐力壁及び非耐力壁の位置	屋根の断面の構造、材料の種別及び寸法	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	耐力壁及び非耐力壁の位置	主要構造部、軒裏、ひさしその他これに類するもの及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	防火区画の位置及び面積	耐力壁及び非耐力壁の位置	外壁、開口部及び防火設備の位置	建築物の周囲に設けられている通路の位置及び幅員	ものの位置及び高さ		

			(五)	(六)	(七)	(八)	
			法第二十四条の規定が適用される建築物	法第二十四条の二の規定が適用される建築物	法第二十五条の規定が適用される建築物	法第二十六条の規定が適用される建築物 法第二十六条本文の規定が適用される建築物	
			耐火構造等の構造詳細図 使用建築材料表 各階平面図 二面以上の断面図	配置図 各階平面図 二面以上の断面図	耐火構造等の構造詳細図 各階平面図 二面以上の断面図	各階平面図	
			延焼のおそれのある部分	延焼のおそれのある部分	延焼のおそれのある部分	耐火壁及び非耐力壁の位置 延焼のおそれのある部分	
			延焼のおそれのある部分	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法	延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法	屋根並びに延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法	
			耐力壁及び非耐力壁の位置	耐力壁及び非耐力壁の位置	耐力壁及び非耐力壁の位置	防火壁の位置	
			延焼のおそれのある部分	延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法	延焼のおそれのある部分の外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法	防火壁による区画の位置及び面積	

れる建築物		法第二十六条ただし書の規定が適用される建築物	
耐火構造等の構造詳細図	耐火構造等の構造詳細図	付近見取図	各階平面図
防火壁及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	防火壁及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	建築物の周囲の状況	耐力壁及び非耐力壁の位置
主要構造部、軒裏、防火壁及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	令第百十五条の二第一項第七号に規定するスプリンクラー設備等及び令第百二十六条の三の規定に適合する排煙設備の位置	かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具の位置	耐力壁及び非耐力壁の位置
	令第百十五条の二第一項第六号に規定する区画の位置並びに当該区画を構成する床若しくは壁又は防火設備の位置及び構造	外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ	

<p>令第一百十三 条第二項の 規定が適用 される建築 物</p>	<p>各階平面図</p>	<p>風道の配置</p> <p>防火壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別</p> <p>給水管、配電管その他の管と防火壁とのすき間を埋める材料の種別</p> <p>防火壁を貫通する風道に設ける防火設備</p>		<p>令第一百五条の二第一項第九号の規定の内容に適合することの確認に必要な図書</p>	<p>通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造</p>	<p>室内仕上げ表</p>		<p>令第一百五条の二第一項第七号に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ</p>			<p>令第一百五条の二第一項第八号に規定する柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造</p>			<p>令第一百五条の二第一項第六号に規定する床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造</p>	
<p>二面以上の断面図</p>															

(十)			
法第二十八条第一項及び第四項の規定が適用される建築物			
	法第二十七条第二項の規定が適用される建築物		
配置図	耐火構造等の構造詳細図	各階平面図	耐火構造等の構造詳細図
	<p>敷地の接する道路の位置及び幅員並びに令第二十条第二項第一号に規定する公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の位置及び幅</p> <p>令第二十条第二項第一号に規定する水平</p>	<p>主要構造部、軒裏、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法</p>	<p>防火区画の位置及び面積</p> <p>外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ</p> <p>耐力壁及び非耐力壁の位置</p> <p>開口部及び防火設備の位置</p>

		(十)			
		法第二十八条の二の規定が適用される建築物			
使用建築材料表		各階平面図		開口部の採光に有効な部分の面積を算出した際の計算書	
				二面以上の断面図	
				二面以上の立面図	
				各階平面図	
				距離	
		法第二十八条第一項に規定する開口部の位置及び面積		令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離	
		令第二十条第二項第一号に規定する垂直距離		居室の床面積	
		開口部の採光に有効な部分の面積及びその算出方法		給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置	
		外壁の開口部に設ける建具（通気ができる空隙のあるものに限る。）の構造		内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び面積	
		内装の仕上げの部分の面積に、内装の仕			

(十三)	(十二)						
法第三十条の規定が適用される建築物	法第二十九条の規定が適用される建築物						
二面以上の断面図	各階平面図	開口部の換気に有効な部分の面積を算出した際の計算書	外壁等の構造詳細図	各階平面図	有効換気量又は有効換気換算量を算出した際の計算書		
界壁の位置及び構造	界壁の位置及び遮音性能	開口部の換気に有効な部分の面積及びその算出方法	直接土に接する外壁、床及び屋根又はこれらの部分の構造及び材料の種別	令第二十二條の二第一号イに規定する開口部、令第二十條の二に規定する技術的基準に適合する換気設備又は居室内の湿度を調節する設備の位置	換気回数及び必要有効換気量	有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法	計 (二)項に定める数値を乗じて得た面積の合計 上げに用いる建築材料の種別に応じ令第二十条の七第一項第四号の表の(-)項又は(二)項に定める数値を乗じて得た面積の合計

								(十四)
								法第三十五条の規定が適用される建築物
								令第五章第二節の規定が適用される建築物
								各階平面図
								消火設備の構造詳細図
								各階平面図
								令第十六条の二第一項に規定する窓その他の開口部の面積
								令第十六条の二第一項第二号に規定する窓その他の開口部の開放できる部分の面積
								消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備の構造
								開口部及び防火設備の位置
								耐力壁及び非耐力壁の位置
								防火区画の位置及び面積
								階段の配置及び構造
								階段室、バルコニー及び付室の開口部、窓及び出入口の構造及び面積
								歩行距離
								廊下の幅

令第五章第 五節の規定 が適用され	各階平面図	室内仕上げ表	耐火構造等の構造詳細図	二面以上の断面図	直通階段の構造	主要構造部及び防火設備の断面の構造、 材料の種別及び寸法	令第二百二十三条第一項第二号及び第三項 第三号に規定する部分の仕上げ及び下地 の材料の種別及び厚さ	赤色灯及び非常用進入口である旨の表示 の構造	避難階段及び特別避難階段に通ずる出入 口の幅	物品販売業を営む店舗の避難階に設ける 屋外への出口の幅	令第一百八条に規定する出口の戸	令第二百二十五条の二第一項に規定する施 錠装置の構造	令第二百二十六条第一項に規定する手すり 壁、さく又は金網の位置及び高さ

										る建築物
										る建築物 令第五章第 六節の規定 が適用され る建築物
										二面以上の立面図
										配置図
										各階平面図
										二面以上の断面図
										使用建築材料表
										室内仕上げ表
										地下道の床面積求積図
										非常用進入口又は令第二百二十六条の六第 二号に規定する窓その他の開口部の構造 の構造 赤色灯及び非常用進入口である旨の表示
										敷地内における通路の幅員
										防火設備の位置及び種別
										歩行距離
										渡り廊下の位置及び幅員
										地下道の位置及び幅員
										渡り廊下の高さ
										主要構造部の材料の種別及び厚さ
										令第二百二十八条の三に規定する部分の仕 上げ及び下地の材料の種別及び厚さ
										地下道の床面積の求積に必要な建築物の 各部分の寸法及び算式

		(十五)							
		法第三十五条の二の規定が適用される建築物							
		各階平面図		非常用の排水設備の構造詳細図		非常用の排煙設備の構造詳細図		非常用の照明装置の構造詳細図	
令第二百二十九条第七項に規定するスプリンクラー設備等及び排煙設備の設置状況の面積		令第二百二十八条の三の二第一項に規定する窓のその他の開口部の開放できる部分の面積		排水設備の能力		排水設備の構造及び材料の種別		排水設備の能力	
				排煙機の能力		排煙口の手动開放装置の位置及び構造		排煙設備の構造、材料の配置及び種別	
						垂れ壁の材料の種別		地下道の床面積	
								照明器具の材料の位置及び種別	
								照明設備の構造	
								照度	

		(十七)		(十六)		
		法第三十六条の規定が適用される建築物		法第三十五条の三の規定が適用される建築物		
令第二章第三節の規定が適用される建築物		令第二章第二節の規定が適用される建築物				
二面以上の断面図	各階平面図	二面以上の断面図	耐火構造等の構造詳細図	各階平面図	室内仕上げ表	
階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の構造	令第二十七条に規定する階段の設置状況	階段、踊り場、手すり等又は階段に代わる傾斜路の位置及び構造	ねずみの侵入を防ぐための設備の設置状況	換気孔の位置	最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
						令第二百二十九条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ
						令第百十一条第一項に規定する窓その他の開口部の面積

<p>令第九十九条の二の二の規定が適用される建築物</p>	<p>令第九十九条の二の二ただし書の規定が適用される建築物</p>	<p>令第一百二十二条第一項から第十三項までの規定が適用される建築物</p>	
<p>層間変形角計算書</p>	<p>防火上有害な変形、き裂その他の損傷に関する図書</p>	<p>各階平面図</p>	<p>二面以上の断面図</p>
<p>層間変位の計算に用いる地震力</p>	<p>地震力によつて各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法</p>	<p>各階及び各方向の層間変形角の算出方法</p>	<p>令第九十九条の二の二ただし書に規定する計算又は実験による検証内容</p>
<p>耐力壁及び非耐力壁の位置</p>	<p>スプリンクラー設備等消火設備の配置</p>	<p>防火設備の位置及び種別</p>	<p>防火区画の位置及び面積</p>
<p>令第一百二十二条第十二項及び第十三項に規定する区画に用いる壁の構造</p>	<p>令第一百二十二条第十項に規定する外壁の位置及び構造</p>		

建築物 適用される 項の規定が 及び第十六 条第十五項 令第一百十二	令第一百十二 条第十四項 第二号の規 定が適用さ れる建築物	耐火構造等の構造詳細図	各階平面図	耐火構造等の構造詳細図	各階平面図	耐火構造等の構造詳細図	各階平面図	令第一百十二条第十二項及び第十三項に規定する区画に用いる床の構造	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法	防火設備の位置及び種別	防火設備の構造、材料の種別及び寸法	防火設備の位置及び種別	風道の配置	令第一百十二条第十五項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別	給水管、配電管その他の管と令第一百十二

(十八)									
法第三十七条の規定が適用される建築物		令第一百五十五条の規定が適用される建築物							
使用建築材料表		二面以上の断面図	二面以上の立面図	各階平面図	耐火構造等の構造詳細図				
		煙突の位置及び構造	煙突の位置及び高さ	煙突の位置及び構造	煙突の位置及び構造	界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法	埋める材料の種別	給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁とのすき間を	貫通する風道に設ける防火設備の位置
指定建築材料を使用する部分	指定建築材料を使用する部分	建築物の基礎、主要構造部及び令第一百四十四条の三に規定する部分に使用する指定建築材料の種別	指定建築材料を使用する部分	指定建築材料を使用する部分	指定建築材料を使用する部分	指定建築材料を使用する部分	指定建築材料を使用する部分	指定建築材料を使用する部分	指定建築材料を使用する部分
使用する指定建築材料の品質が適合する日本工業規格又は日本農林規格及び当該	使用する指定建築材料の品質が適合する日本工業規格又は日本農林規格及び当該	使用する指定建築材料の品質が適合する日本工業規格又は日本農林規格及び当該	使用する指定建築材料の品質が適合する日本工業規格又は日本農林規格及び当該	使用する指定建築材料の品質が適合する日本工業規格又は日本農林規格及び当該	使用する指定建築材料の品質が適合する日本工業規格又は日本農林規格及び当該	使用する指定建築材料の品質が適合する日本工業規格又は日本農林規格及び当該	使用する指定建築材料の品質が適合する日本工業規格又は日本農林規格及び当該	使用する指定建築材料の品質が適合する日本工業規格又は日本農林規格及び当該	使用する指定建築材料の品質が適合する日本工業規格又は日本農林規格及び当該

		(十九)			(二十)		
		法第四十三條の規定が適用される建築物			法第四十四條の規定が適用される建築物		
		法第四十三條第一項ただし書の規定が適用される建築物			法第四十三條第一項ただし書の規定が適用される建築物		
		配置図	法第四十三條第一項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書		付近見取図		
		付近見取図			二面以上の断面図		
		敷地の位置	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		敷地の位置		
		隣地にある建築物の位置及び用途	敷地の道路に接する部分及びその長さ		隣地にある建築物の位置及び用途		
		敷地境界線			敷地境界線		
		規格に適合することを証する事項			規格に適合することを証する事項		
		日本工業規格又は日本農林規格の規格に適合することを証明する事項			日本工業規格又は日本農林規格の規格に適合することを証明する事項		
		使用する指定建築材料が国土交通大臣の認定を受けたものである場合は認定番号			使用する指定建築材料が国土交通大臣の認定を受けたものである場合は認定番号		

		(二十)			
		法第四十七条の規定が適用される建築物		法第四十四条第一項第二号から第四号までの規定が適用される建築物	
二面以上の断面図		配置図		付近見取図	
				法第四十四条第一項第二号若しくは第四号の許可又は第三号の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	
敷地の接する道路の位置、幅員及び種類		当該許可又は認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項		敷地の位置	
敷地境界線		壁面線		隣地にある建築物の位置及び用途	
敷地境界線		申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置		敷地の位置	
敷地境界線		門又は塀の位置及び高さ		敷地の位置	
壁面線		門又は塀の位置及び高さ		敷地の位置	
門又は塀の位置及び高さ		壁面線		敷地の位置	

(三)		(二)	法第五十一条の規定が適	法第四十八条の規定が適用される建築物	法第四十七条ただし書の規定が適用される建築物	
付近見取図	法第四十八条第一項から第十二項までのただし書の規定が適用される建築物	工場・事業調書	危険物の数量表	配置図	付近見取図	法第四十七条ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書
敷地の位置	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	事業の種類	危険物の種類及び数量	用途地域の境界線	隣地にある建築物の位置及び用途	敷地の位置 当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

		(二十四)					用される建築物
		法第五十二条の規定が適用される建築物	法第五十一条ただし書の規定が適用される建築物				用される建築物
配置図	付近見取図	法第五十一条ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書		卸売市場等の用途に供する建築物調書	配置図		
境界線	指定された容積率の数値の異なる地域の境界線	敷地の位置	隣地にある建築物の位置及び用途	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	都市計画区域の境界線	用途地域の境界線	隣地にある建築物の位置及び用途
				法第五十一条に規定する建築物の用途及び規模		都市計画において定められた法第五十一条に規定する建築物の敷地の位置	

<p>法第五十二 条第九項の 規定が適用</p>	<p>法第五十二 条第八項の 規定が適用 される建築 物</p>	<p>法第五十二 条第九項に 規定する特 定道路（以 下単に「特 定道路」と いう。）の配</p>	<p>法第五十二 条第八項第 二号に規定 する空地の うち道路に 接して有効 な部分（以 下「道路に 接して有効 な部分」と いう。）の配 置図</p>	<p>敷地面積求積図</p>						
<p>前面道路及び前面道路が接続する特定道</p>	<p>敷地境界線</p>	<p>令第三百三 十五条の十 六第三項の 表(イ)欄各 項に掲げる 地域の境界 線</p>	<p>敷地の接する道路の位置</p>	<p>敷地内における工作物の位置</p>	<p>道路に接して有効な部分の面積及び位置</p>	<p>敷地面積及び位置</p>	<p>敷地境界線</p>	<p>敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式</p>	<p>令第三百三 十五条の十 八に掲げる 建築物の部 分の位置、 高さ及び構 造</p>	<p>法第五十二 条第十二項 の壁面線等</p>

								(二十五)
								法第五十三条の規定が適用される建築物
								置図
								路の位置及び幅員
								敷地の位置
								敷地の位置及び用途
								用途地域の境界線
								敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の 寸法及び算式
								建築面積の求積に必要な建築物の各部分 の寸法及び算式

				(二十六)			
				法第五十三條の二の規定が適用される建築物		法第五十三條第四項又は第五項第三号の規定が適用される建築物	
法第五十三	法第五十三條の二第一項第	耐火構造等の構造詳細図	配置図	敷地面積求積図	付近見取図	法第五十三條第四項又は第五項第三号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	耐火構造等の構造詳細図
	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	防火地域の境界線	用途地域の境界線	敷地の位置	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
				敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	隣地にある建築物の位置及び用途		

		(七)			
		法第五十四条の規定が適用される建築物		条の二第一項第三号又は第四号の規定が適用される建築物	
		配置図		三号又は第四号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	
		付近見取図		現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面	
		敷地の位置		現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨	
		隣地にある建築物の位置及び用途			
		用途地域の境界線			
		都市計画において定められた外壁の後退距離の限度の線			
		申請に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置			
		令第三百三十五条の二十に掲げる建築物又		築設備又は用途に関する事項	

(二十九)							(二十八)
法第五十六条の規定が適用される建築物	法第五十五条第二項又は第三項第一号若しくは第二号の規定が適用される建築物						法第五十五条の規定が適用される建築物
付近見取図	法第五十五条第二項の認定又は第三項第一号若しくは第二号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	二面以上の断面図	配置図				付近見取図
敷地の位置	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	土地の高低	用途地域の境界線	用途地域の境界線	隣地にある建築物の位置及び用途	敷地の位置	はその部分の用途、高さ及び床面積 申請に係る建築物又はその部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線及びその長さ

	<p>隣地にある建築物の位置及び用途</p> <p>令第三百三十一条の二第一項に規定する街区の位置</p>
配置図	<p>地盤面及び前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物の各部分の高さ</p>
	<p>地盤面の異なる区域の境界線</p>
	<p>法第五十六条第一項第二号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離</p>
	<p>令第三百三十条の十二に掲げる建築物の部分の用途、位置、高さ、構造及び床面積</p>
	<p>法第五十六条第二項に規定する後退距離</p>
	<p>用途地域の境界線</p>
	<p>高層住居誘導地区の境界線</p>
	<p>法第五十六条第一項第二号イの規定により特定行政庁が指定した区域の境界線</p>
	<p>令第三百三十二条第一項若しくは第二項又</p>

前面道路の中心線	擁壁の位置	土地の高低	地盤面の異なる区域の境界線	令第三百三十条の十二に掲げる建築物の部の用途、位置、高さ、構造及び床面積	法第五十六条第一項第二号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離	法第五十六条第二項に規定する後退距離	用途地域の境界線	高層住居誘導地区の境界線	法第五十六条第一項第二号イの規定により特定行政庁が指定した区域の境界線	令第三百三十二条第一項若しくは第二項又は令第三百三十四条第二項に規定する区域の境界線
----------	-------	-------	---------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------------	----------	--------------	-------------------------------------	--

	<p>法第五十六 条第七項の 規定が適用 される建築 物</p>	<p>令第三百二十五条の六第一項 第一号の規定により想定す る道路高さ制限適合建築物 (以下「道路高さ制限適合 建築物」という。)の配置</p>	<p>縮尺</p> <p>敷地境界線</p> <p>敷地内における申請に係る建築物及び道 路高さ制限適合建築物の位置</p> <p>擁壁の位置</p> <p>土地の高低</p> <p>敷地の接する道路の位置、幅員及び種類</p> <p>前面道路の路面の中心からの申請に係る 建築物及び道路高さ制限適合建築物の各 部分の高さ</p>	<p>前面道路の反対側又は隣地にある公園、 広場、水面その他これらに類するもの 位置</p> <p>北側の前面道路の反対側又は北側の隣地 にある水面、線路敷その他これらに類す るものの位置</p>
--	--	--	---	--

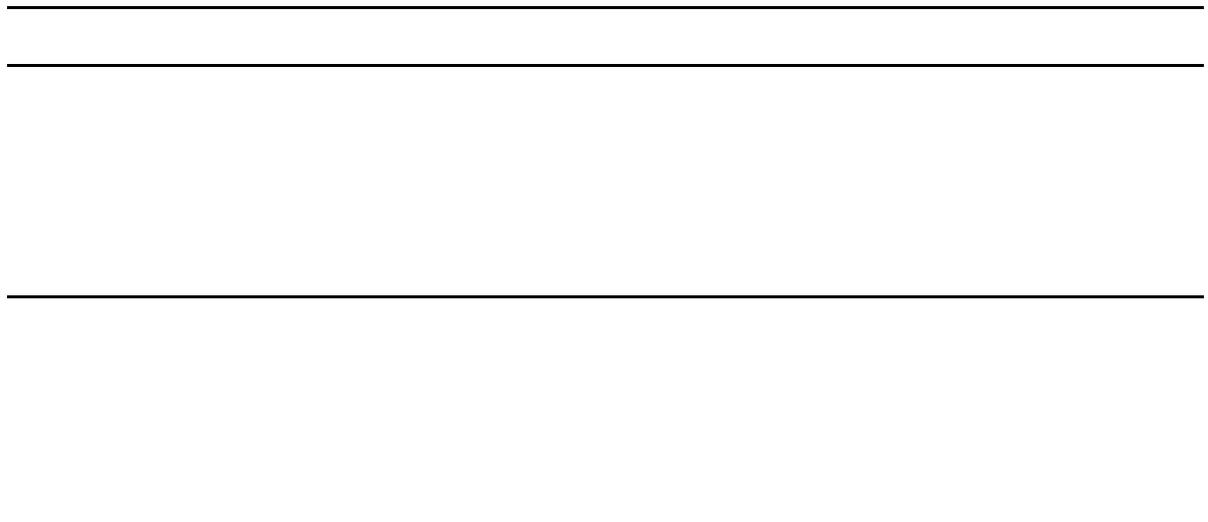
<p>申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の前面道路の境界線からの後退距離</p>	<p>道路制限勾配<small>こう</small>配が異なる地域等の境界線</p>	<p>令第三百三十二条又は令第三百三十四条第二項に規定する区域の境界線</p>	<p>令第三百三十五条の九に規定する位置及び当該位置の間の距離</p>	<p>申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物について令第三百三十五条の九に規定する位置ごとに算定した天空率（令第三百三十五条の五に規定する天空率をいう。以下同じ。）</p>	<p>縮尺</p>	<p>前面道路の路面の中心の高さ</p> <p>前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ</p>	<p>道路高さ制限適合建築物の 二面以上の立面図</p>
--	--	---	-------------------------------------	--	-----------	---	----------------------------------

<p>申請に係る建築物と道路高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置（以下「道路高さ制限近接点」という。）における水平投影位置確認表</p>						
<p>道路高さ制限近接点における申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空窓（天空窓の半径は十七センチメートル以上とする。）</p>						
<p>令第三百三十五条の二第二項の規定により 特定行政庁が規則に定める高さ</p>						
<p>擁壁の位置</p>						
<p>土地の高低</p>						
<p>令第三百三十五条の九に規定する位置からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ</p>						
<p>前面道路の路面の中心からの申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分の高さ</p>						
<p>道路高さ制限近接点から申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角</p>						
<p>水平投影面</p>						
<p>天空率</p>						

<p>道路高さ制限近接点における天空率算定表</p>	<p>申請に係る建築物及び道路高さ制限適合建築物の天空率を算定するための算式</p>
<p>令第三百三十五条の七第一項第一号に規定する隣地高さ制限適合建築物（以下「隣地高さ制限適合建築物」という。）の配置図</p>	<p>縮尺</p>
<p>敷地境界線</p>	<p>敷地内における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の位置</p>
<p>擁壁の位置</p>	<p>土地の高低</p>
<p>敷地の接する道路の位置、幅員及び種類</p>	<p>地盤面からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ</p>
<p>法第五十六条第一項第二号に規定する水平距離のうち最小のものに相当する距離</p>	<p>令第三百三十五条の七第一項第二号に規定する隣地高さ制限適合建築物の隣地境界線からの後退距離</p>

	<p>申請に係る建築物と隣地高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置（以下「隣地高さ制限近接点」という。）における水平投影位置確認表</p>	<p>隣地高さ制限近接点における申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空図（天空図の半径は十七センチメートル以上とする。）</p>	<p>隣地高さ制限近接点における天空率算定表</p>	<p>令第三百三十五条の八第一項の規定により想定する建築</p>	
<p>高低差区分区域の境界線</p>	<p>令第三百三十五条の十に規定する位置からの申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ</p>	<p>申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分の高さ</p>	<p>隣地高さ制限近接点から申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角</p>	<p>申請に係る建築物及び隣地高さ制限適合建築物の天空率を算定するための算式</p>	<p>縮尺</p>

<p>北側高さ制限適合建築物の</p>	<p>物（以下「北側高さ制限適合建築物」という。）の配置図</p>								
<p>縮尺</p>	<p>敷地境界線</p>	<p>敷地内における申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の位置</p>	<p>擁壁の位置</p>	<p>土地の高低</p>	<p>敷地の接する道路の位置、幅員及び種類</p>	<p>地盤面からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ</p>	<p>北側制限高さが異なる地域の境界線</p>	<p>高低差区分区域の境界線</p>	<p>令第三百三十五条の十一に規定する位置及び当該位置の間の距離</p>
	<p>申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物について令第三百三十五条の十一に規定する位置ごとに算定した天空率</p>								



二面以上の立面図

<p>申請に係る建築物と北側高さ制限適合建築物の天空率の差が最も近い算定位置（以下「北側高さ制限近接点」という。）における水平投影位置確認表</p>								
<p>北側高さ制限近接点における申請に係る建築物及び北</p>	<p>地盤面</p>	<p>地盤面からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ</p>	<p>令第三百三十五条の四第二項の規定により特定行政庁が規則に定める高さ</p>	<p>擁壁の位置</p>	<p>土地の高低</p>	<p>令第三百三十五条の十一に規定する位置からの申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の高さ</p>	<p>申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分の高さ</p> <p>北側高さ制限近接点から申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の各部分までの水平距離、仰角及び方位角</p>	<p>水平投影面</p>

		(三)			
		法第五十六条の二の規定が適用される建築物			
		令第三百三十一条の二第二項又は第三項の規定が適用される建築物			
		付近見取図		側高さ制限適合建築物の天空図（天空図の半径は十七センチメートル以上とする。）	
		配置図		北側高さ制限近接点における天空率算定表	
		敷地の位置		令第三百三十一条の二第二項又は第三項の認定の内容及び適合することの確認に必要な図書	
		隣地にある建築物の位置及び用途		申請に係る建築物及び北側高さ制限適合建築物の天空率を算定するための算式	
		建築物の各部分の高さ		当該認定に係る申請に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
		軒の高さ		天空率	
		地盤面の異なる区域の境界線			
		敷地の接する道路、水面、線路敷その他			

								日影図	
								これらに類するものの位置及び幅員	
								建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離	
								縮尺及び方位	
								敷地境界線	
								法第五十六条の二第一項に規定する対象区域の境界線	
								法別表第四(イ)欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線	
								高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線	
								日影時間の異なる区域の境界線	
								敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員	
								敷地内における建築物の位置	
								平均地盤面からの建築物の各部分の高さ	

<p>建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離</p>	<p>法第五十六条の二第一項に規定する水平面（以下「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離五メートル及び十メートルの線（以下「測定線」という。）</p>	<p>建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から三十分ごとに午後四時まで（道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで）の各時刻に水平面に生じさせる日影の形状</p>	<p>建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで（道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで）の間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間</p>	<p>建築物が冬至日の真太陽時による午前八時から午後四時まで（道の区域内にあつては、午前九時から午後三時まで）の間に水平面に生じさせる日影の等時間日影</p>
------------------------------------	--	--	---	---

(三)								
法第五十七條の規定が適	法第五十六條の第二項ただし書の規定が適用される建築物							
	付近見取図	法第五十六條の第二項ただし書の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	平均地盤面算定表			二面以上の断面図	日影形状算定表	
敷地の位置	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式	隣地又はこれに接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面	地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ	平均地盤面	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式	土地の高低	線

		(三)		(二)			
		法第五十七條の四の規定が適用される建築物		法第五十七條の二の規定が適用される建築物		用される建築物	
		配置図		配置図		法第五十七條第一項の規定が適用される建築物	
配置図		付近見取図		付近見取図		法第五十七條第一項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	
配置図		二面以上の断面図		配置図			
特例容積率適用地区の境界線		敷地の位置		敷地の位置		隣地にある建築物の位置及び用途	
地盤面の異なる区域の境界線		隣地にある建築物の位置及び用途		隣地にある建築物の位置及び用途		道路の位置	
		特例敷地の位置		特例敷地の位置		道路の位置	
		敷地の位置		敷地の位置		当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
		隣地にある建築物の位置及び用途		隣地にある建築物の位置及び用途		道路の位置	

				(三十四)			
				法第五十七條の五の規定が適用される建築物			
法第五十七條の五第三				法第五十七條の四第一項ただし書の規定が適用される建築物			
現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を		建築面積求積図		敷地面積求積図		配置図	
				付近見取図		二面以上の断面図	
現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用する		建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式		隣地にある建築物の位置及び用途	
				高層住居誘導地区の境界線		敷地の位置	
						当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	
						土地の高低	
						建築物の各部分の高さ	

		(三十五)		(三十六)			
		法第五十八条の規定が適用される建築物		法第五十九条の規定が適用される建築物			
		項の規定が適用される建築物					
建築物の敷地として使用することができ旨を証する書面		付近見取図		付近見取図		配置図	
		二面以上の断面図					
		配置図					
敷地の位置		敷地の位置		敷地の位置		敷地の位置	
隣地にある建築物の位置及び用途		隣地にある建築物の位置及び用途		隣地にある建築物の位置及び用途		隣地にある建築物の位置及び用途	
高度利用地区の境界線		高度利用地区の境界線		高度利用地区の境界線		高度利用地区の境界線	
高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置		高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置		高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置		高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置	
申請に係る建築物の壁又はこれに代わる		申請に係る建築物の壁又はこれに代わる		申請に係る建築物の壁又はこれに代わる		申請に係る建築物の壁又はこれに代わる	
ることができ旨		ことができ旨		ことができ旨		ことができ旨	

(三七)							
法第五十九条の二の規定が適用される建築物	法第五十九条第一項第三号又は第四項の規定が適用される建築物						
法第五十九条の二第一項の許可の内容に適合すること	法第五十九条第一項第三号又は第四項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	建築面積求積図	敷地面積求積図	二面以上の断面図			
当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置	高度利用地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置	柱の位置 国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置	

								(三十八)
								法第六十条の規定が適用される建築物
敷地面積求積図	二面以上の断面図		配置図		付近見取図		の確認に必要な図書	
	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の土地の高低	敷地の位置	隣地にある建築物の位置及び用途	地盤面の異なる区域の境界線	特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置	国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置	特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置
敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の土地の高低		国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置	特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置	申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置	国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置	特定街区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置	隣地にある建築物の位置及び用途	地盤面の異なる区域の境界線

								(三九)
								法第六十条の二の規定が適用される建築物
								付近見取図
								配置図
								二面以上の断面図
寸法及び算式	敷地の位置	隣地にある建築物の位置及び用途	都市再生特別地区の境界線	都市再生特別地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置	国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他の柱の位置	都市再生特別地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置	都市再生特別地区の境界線	土地の高低
国土交通大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものの位置								

		(四十)			
		法第六十一条の規定が適用される建築物			
法第六十一条の規定が適用される建築物		法第六十一条の規定が適用される建築物		法第六十条の二第一項第三号の規定が適用される建築物	
耐火構造等の構造詳細図		耐火構造等の構造詳細図		敷地面積求積図	
耐火構造等の構造詳細図		耐火構造等の構造詳細図		建築面積求積図	
主要構造部、軒裏及び門又は塀の断面の構造及び材料の種類		開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ		敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	
主要構造部、軒裏及び門又は塀の断面の構造及び材料の種類		開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ		建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
主要構造部、軒裏及び門又は塀の断面の構造及び材料の種類		開口部及び防火設備の位置 耐力壁及び非耐力壁の位置 外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ		当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	

								(四十一)
								法第六十二条の規定が適用される建築物
								用される建築物
								法第六十二条の規定が適用される建築物
								法第六十二条の規定が適用される建築物
								配置図
								配置図
								各階平面図
								二面以上の断面図
								二面以上の立面図
								耐火構造等の構造詳細図
								配置図
								二面以上の立面図
								延焼のおそれのある部分の門又は塀の位置
								令第三百三十六条の二第一号に規定する隣地境界線等及び道路中心線の位置
								開口部及び防火設備の位置
								令第三百三十六条の二第八号に規定する区画の位置
								換気孔の位置及び面積
								窓の位置及び面積
								令第三百三十六条の二第二号に規定する開口部の面積
								主要構造部、軒裏、床及びその直下の天井、屋根及びその直下の天井の断面並びに防火設備の構造、材料の種別及び寸法
								延焼のおそれのある部分の門又は塀の位置
								延焼のおそれのある部分の門又は塀の位置

(四十六)	(四十五)	(四十四)	(四十三)	(四十二)	
法第六十七条の規定が適	法第六十六条の規定が適用される建築物	法第六十五条の規定が適用される建築物	法第六十四条の規定が適用される建築物	法第六十三条の規定が適用される建築物	物
配置図	耐火構造等の構造詳細図 二面以上の立面図	配置図 耐火構造等の構造詳細図	配置図 耐火構造等の構造詳細図	各階平面図 耐火構造等の構造詳細図	耐火構造等の構造詳細図
防火地域又は準防火地域の境界線	看板等の材料の種別 看板等の高さ	看板等の位置 外壁の断面の構造、材料の種別及び寸法	隣地境界線の位置 防火設備の構造、材料の種別及び寸法	開口部及び防火設備の位置 外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法 外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法
					置

		(四七)				用される建築物	
				法第六十七条の二の規定が適用される建築物			
				付近見取図		耐火構造等の構造詳細図	
				配置図		各階平面図	
				敷地の位置		防火壁の位置	
				隣地にある建築物の位置及び用途		防火壁の断面の構造、材料の種別及び寸法	
				特定防災街区整備地区の境界線		防火壁の位置	
				特定防災街区整備地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置		防火壁の位置	
				申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置		防火壁の位置	
				敷地の接する防災都市計画施設的位置		防火壁の位置	
				申請に係る建築物の防災都市計画施設に面する部分及びその長さ		防火壁の位置	
				敷地の防災都市計画施設に接する部分及びその長さ		防火壁の位置	

敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
防災都市計画施設に面する方向の立面図	縮尺 建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度以内の部分の位置 建築物の高さの最低限度より低い高さの建築物の部分（建築物の防災都市計画施設に係る間口率の最低限度を超える部分を除く。）の構造 建築物の防災都市計画施設に面する部分及びその長さ 敷地の防災都市計画施設に接する部分及びその長さ 敷地に接する防災都市計画施設の位置
二面以上の断面図	特定防災街区整備地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置

		(四十八)			
		法第六十八條の規定が適用される建築物			
			法第六十七條の二第三項第二号、第五項第二号又は第九項第二号の規定が適用される建築物		
配置図	付近見取図	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面	法第六十七條の二第三項第二号、第五項第二号又は第九項第二号の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	耐火構造等の構造詳細図	
	隣地にある建築物の位置及び用途	敷地の位置	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	土地の高低 主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法
地盤面の異なる区域の境界線					

<p>法第六十八 条第一項第 二号、第二 項第二号若 しくは第三 項第二号又 は第五項の 規定が適用 される建築</p>		<p>法第六十八 条第一項第 二项第二号 若しくは第 三項第二号 の許可又は 第五項の認 定の内容に 適合すること の確認に必 要な図書</p>	<p>敷地面積求積図</p>	<p>二面以上の断面図</p>			
<p>当該許可又は認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項</p>	<p>敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式</p>	<p>景観地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置</p>	<p>土地の高低</p>	<p>申請に係る建築物の壁又はこれに代わる柱の位置</p>	<p>景観地区に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限の位置</p>	<p>景観地区の境界線</p>	

	(四十九)	(五十)	(五十一)	(五十二)	
	法第六十八條の三の規定が適用される建築物	法第六十八條の四の規定が適用される建築物	法第六十八條の五の二の規定が適用される建築物	法第六十八條の五の四の規定が適用される建築物	物
	法第六十八條の三第一項から第三項までの認定又は第四項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	法第六十八條の四の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	法第六十八條の五の二第二項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	法第六十八條の五の四第一項又は第二項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面
	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨

(五十六)		(五十四)	(五十二)
法第八十五条の規定が適	法第八十四条の二の規定が適用される建築物	法第六十八条の七の規定が適用される建築物	法第六十八条の五の五の規定が適用される建築物
法第八十五条第五項の許可	耐火構造等の構造詳細図	二面以上の断面図	二面以上の立面図
各階平面図	配置図	法第六十八条の七第五項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書	法第六十八条の五の五の認定の内容に適合することの確認に必要な図書
仮設建築物の許可の内容に関する事項	令第百三十六条の十第三号八に規定する屋根の構造	柱、はり、外壁及び屋根の断面の構造及び材料の種類	塀その他これに類するもの高さ及び材料の種類
常時開放されている開口部の位置	延焼のおそれのある部分	壁及び開口部の位置	敷地境界線の位置
敷地境界線の位置	当該許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項

(六十)	(五十九)	(五十八)	(五十七)	
<p>法第八十六条の二の規定が適用される建築物</p>	<p>法第八十六条の規定が適用される建築物</p>	<p>法第八十五条の三の規定が適用される建築物</p>	<p>法第八十五条の二の規定が適用される建築物</p>	<p>用される建築物</p>
<p>法第八十六条の二第一項の認定又は法第八十六条の二第二項若しくは第三項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書</p>	<p>法第八十六条第一項若しくは第二項の認定又は法第三項若しくは第四項の許可の内容に適合することの確認に必要な図書</p>	<p>文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四百三十三条第一項後段に規定する条例の内容に適合することの確認に必要な図書</p>	<p>景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定されていることの確認に必要な図書</p>	<p>の内容に適合することの確認に必要な図書</p>
<p>当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項</p>	<p>当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項</p>	<p>当該条例に係る制限の緩和の内容に関する事項</p>	<p>景観重要建造物としての指定の内容に関する事項</p>	

		(六三)	(六二)	(六一)
		法第八十六条の七の規定が適用される建築物	法第八十六条の六の規定が適用される建築物	法第八十六条の四の規定が適用される建築物
令第三百三十	令第三百三十七條の二の七の規定が適用される建築物	令第三百三十七條の二第一号イ又はロの規定の内容に適合することの確認に必要な図書	法第八十六条の六第二項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	法第八十六条第一項から第四項まで又は法第八十六条の二第一項から第三項までの認定又は許可の内容に適合することの確認に必要な図書
各階平面図	各階平面図	既存不適格調書	耐火構造等の構造詳細図	
基準時以後の増築又は改築に係る部分	増築又は改築に係る部分	令第三百三十七條の二第一号イ又はロに規定する構造方法の内容に関する事項	当該認定に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項	当該認定又は許可に係る建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項
		既存建築物の基準時及びその状況に関する事項	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	

七条の三の規定が適用される建築物	令第三百三十条の四の規定が適用される建築物	令第三百三十条の四の三の規定が適用される建築物	令第三百三十条の五の規定が適用される建築物	令第三百三十条の五の規定が適用される建築物	令第三百三十
	各階平面図	各階平面図	二面以上の断面図	各階平面図	各階平面図
	基準時以後の増築又は改築に係る部分	増築又は改築に係る部分	石綿が添加されている部分	増築又は改築に係る部分	増築又は改築に係る部分
		石綿が添加された建築材料を被覆し又は添加された石綿を建築材料に固着する措置			

<p>七条の六の規定が適用される建築物</p>	<p>二面以上の断面図</p>		<p>令第三百三十条の七の規定が適用される建築物</p>	<p>令第三百三十条の八の規定が適用される建築物</p>	<p>令第三百三十条の九の規定が適用される建築物</p>
	<p>敷地面積求積図</p>	<p>建築面積求積図</p>			
<p>改築に係る部分の建築物の高さ及び基準時における当該部分の建築物の高さ</p>	<p>敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式</p>	<p>建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式</p>	<p>危険物の種類及び数量</p>	<p>事業の種類</p>	<p>増築前における自動車車庫等の用途に供しない部分</p> <p>増築又は改築後における自動車車庫等の用途に供する部分</p> <p>改築に係る部分</p>
<p>敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式</p>	<p>敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式</p>	<p>建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式</p>	<p>危険物の種類及び数量</p>	<p>事業の種類</p>	<p>増築前における自動車車庫等の用途に供しない部分</p> <p>増築又は改築後における自動車車庫等の用途に供する部分</p> <p>改築に係る部分</p>

建築物 の規定が適 用される建 築物	令第三百三十 七条の十四 の規定が適 用される建 築物	令第三百三十 七条の十二 の規定が適 用される建 築物	令第三百三十 七条の十一 の規定が適 用される建 築物	令第三百三十 七条の十の 規定が適用 される建築 物	建築面積求積図	耐火構造等の構造詳細図	耐火構造等の構造詳細図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分 の寸法及び算式
						各階平面図	各階平面図	面積表
二面以上の断面図	各階平面図	各階平面図	面積表	耐火構造等の構造詳細図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分 の寸法及び算式	耐火構造等の構造詳細図	耐火構造等の構造詳細図	建築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏 の構造、材料の種別及び寸法
令第三百三十七 条の十四第一号 に規定する 構造方法	防火設備の位置	石綿が添加されている部分	基準時以後の増築又は改築に係る部分	基準時以後の増築又は改築に係る部分	建築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏 の構造、材料の種別及び寸法	耐火構造等の構造詳細図	耐火構造等の構造詳細図	建築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏 の構造、材料の種別及び寸法

		(六十四)	(六十五)	(六十六)	(六十七)
		法第八十六条の九第二項の規定が適用される建築物	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第九条の規定が適用される建築物	消防法第九条の二の規定が適用される建築物	消防法第十五条の規定が適用される建築物
	耐火構造等の構造詳細図	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面	消防法第九条の市町村条例の規定に適合することの確認に必要な図書	各階平面図 消防法第九条の二第二項の市町村条例の規定に適合することの確認に必要な図書	各階平面図
床又は壁の断面の構造、材料の種別及び寸法	現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨	当該市町村条例で定められた火災の予防のために必要な事項	住宅用防災機器の位置及び種類	当該市町村条例で定められた住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項	特定防火設備の位置及び構造 消火設備の位置 映写機用排気筒及び室内換気筒の位置及

(六十八)									
消防法第十七条の規定が適用される建築物									
消防法第十七条第二項の条	消防法第十七条第一項の規定に適合することの確認に必要な図書	構造詳細図	二面以上の断面図						
			映写室の天井の高さ	映写室の出入口の高さ	映写室の壁、柱、床及び天井の断面の構造、材料の種別及び寸法	映写室である旨を表示した標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板の位置及び構造	映写室の出入口の幅	映写室の寸法	映写窓の構造
当該条例で定められた制限に係る消防用	当該規定に係る消防用設備等の技術上の基準に関する事項								び材料

<p>(七十一) 屋外広告物法第五条（公 告物の表示及び広告物を</p>	<p>(七十一) 屋外広告物法第四条（公 告物の表示及び広告物を 掲出する物件の設置の禁 止又は制限に係る部分に 限る。以下この項におい て同じ。）の規定が適用 される建築物</p>	<p>(六十九) 屋外広告物法（昭和二十 四年法律第八十九号） 第三条（広告物の表示及 び広告物を掲出する物件 の設置の禁止又は制限に 係る部分に限る。以下こ の項において同じ。）の 規定が適用される建築物</p>	
<p>屋外広告物法第五条の条例 の規定に適合することの確</p>	<p>屋外広告物法第四条の条例 の規定に適合することの確 認に必要な図書</p>	<p>屋外広告物法第三条第一項 から第三項までの条例の規 定に適合することの確認に 必要な図書</p>	<p>例の規定に適合することの 確認に必要な図書 消防法第十七条第三項の認 定の内容に適合することの 確認に必要な図書</p>
<p>当該条例で定められた制限に係る広告物 の形状、面積、意匠その他表示の方法又</p>	<p>当該条例で定められた制限に係る広告物 の表示又は掲出物件の設置に関する事項</p>	<p>当該条例で定められた制限に係る広告物 の表示又は掲出物件の設置に関する事項</p>	<p>設備等の技術上の基準に関する事項 当該認定に係る消防用設備等に関する事 項</p>

<p>掲出する物件の設置の禁止又は制限に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定が適用される建築物</p>	<p>(七二) 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十条第一項の規定が適用される建築物</p>	<p>(七三) 駐車場法（昭和三十三年法律第六号）第二十条の規定が適用される建築物</p>	<p>(七四) 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項の規定が適用される建築物</p>	<p>(七五) 宅地造成等規制法第十二条第一項の規定が適用される建築物</p>	<p>(七六) 流通業務市街地の整備に</p>
<p>認に必要な図書</p>	<p>港湾法第四十条第一項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書</p>	<p>駐車場法第二十条第一項又は第二項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書</p>	<p>宅地造成等規制法第八条第一項の規定に適合していることを証する書面</p>	<p>宅地造成等規制法第十二条第一項の規定に適合していることを証する書面</p>	<p>流通業務市街地の整備に</p>
<p>は掲出物件の形状その他設置の方法に関する事項</p>	<p>当該条例で定められた制限に係る建築物その他の構築物に関する事項</p>	<p>当該条例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項</p>	<p>宅地造成等規制法第八条第一項の規定に適合していること</p>	<p>宅地造成等規制法第十二条第一項の規定に適合していること</p>	<p>流通業務市街地の整備に関する法律第五</p>

<p>関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第五條第一項の規定が適用される建築物</p>	<p>する法律第五條第一項の規定に適合していることを証する書面</p>	<p>條第一項の規定に適合していること</p>
<p>(七十七) 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條第一項又は第二項の規定が適用される建築物</p>	<p>都市計画法第二十九條第一項又は第二項の規定に適合していることを証する書面</p>	<p>都市計画法第二十九條第一項又は第二項の規定に適合していること</p>
<p>(七十八) 都市計画法第三十五條の二第一項の規定が適用される建築物</p>	<p>都市計画法第三十五條の二第一項の規定に適合していることを証する書面</p>	<p>都市計画法第三十五條の二第一項の規定に適合していること</p>
<p>(七十九) 都市計画法第四十一條第二項（同法第三十五條の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定が適用される建築物</p>	<p>都市計画法第四十一條第二項の規定に適合していることを証する書面</p>	<p>都市計画法第四十一條第二項の規定に適合していること</p>
<p>(八十) 都市計画法第四十二條（同法第五十三條第二項及び附則第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）</p>	<p>都市計画法第四十二條の規定に適合していることを証する書面</p>	<p>都市計画法第四十二條の規定に適合していること</p>

<p>物の規定が適用される建築物</p>	<p>(八十一) 都市計画法第四十三條第一項の規定が適用される建築物</p>	<p>(八十二) 都市計画法第五十三條第一項の規定が適用される建築物</p>	<p>(八十三) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第五條第一項（同條第五項において準用する場合を含む。）の規定が適用される建築物</p>	<p>(八十四) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第五條第二項及び第三項（同條第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定が適用される建築物</p>
	<p>都市計画法第四十三條第一項の規定に適合していることを証する書面</p>	<p>都市計画法第五十三條第一項の許可を受けたことの確認に必要な図書</p>	<p>構造詳細図</p>	<p>特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第五條第二項ただし書の許可を受けたこととの確認に必要な図書</p>
	<p>都市計画法第四十三條第一項の規定に適合していること</p>	<p>都市計画法第五十三條第一項の規定に適合していること</p>	<p>窓及び出入口の構造 排気口、給気口、排気筒及び給気筒の構造</p>	<p>特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第五條第二項の規定に適合していること</p>

				(八十六)	(八十五)
				高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十四条の規定が適用される建築物	自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第五条第四項の規定が適用される建築物
各階平面図		配置図		自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第五条第四項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	
車いす使用者用客室及び案内所の位置	移動等円滑化経路及び視覚障害者移動等円滑化経路の位置	客室の数	車いす使用者用駐車施設の位置及び寸法	移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の構造	当該条例で定められた制限に係る駐車施設に関する事項
				高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令三百七十九号。以下この項において「移動等円滑化促進法施行令」という。）第十六条に規定する敷地内の通路の構造	

				(九十)	(八十九)	(八十八)	(八十七)
				令第百八条の三第一項第一号の耐火性能検証法により法第二条第九号の二イ(2)に該当するものであることを確かめた主要構造部を有する建築物	都市緑地法第三十九条第一項の規定が適用される建築物	都市緑地法第三十六条の規定が適用される建築物	都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第三十五条の規定が適用される建築物
				各階平面図	都市緑地法第三十九条第二項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	都市緑地法第三十六条の規定に適合していることを証する書面	都市緑地法第三十五条の規定に適合していることを証する書面
				耐火構造等の構造詳細図			
				使用建築材料表			
				耐火性能検証法により検証した際の計算書			
				令第百八条の三第二項第一号に規定する火災の継続時間及びその算出方法	開口部の位置及び寸法	都市緑地法第三十六条の規定に適合していること	都市緑地法第三十五条の規定に適合していること
				主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法	防火設備の種別	当該条例で定められた制限に係る建築物の緑化率に関する事項	
				令第百八条の三第二項第一号に規定する部分の表面積並びに当該部分に使用する建築材料の種別及び発熱量			

		(九十一)			
		<p>令第百二十九条の二第一項の階避難安全検証法により階避難安全性能を有することを確かめた階を有する建築物</p>			
<p>階避難安全検証法により検証した際の平面図</p>		<p>室内仕上げ表</p>	<p>耐火構造等の構造詳細図</p>	<p>各階平面図</p>	<p>発熱量計算書</p>
<p>居室の出口の幅</p>		<p>防火区画の位置及び面積</p>	<p>主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法</p>	<p>耐力壁及び非耐力壁の位置</p>	<p>令第百八条の三第二項第一号に規定する可燃物の発熱量及び可燃物の一秒間当たりの発熱量</p>
		<p>令第百二十九条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ</p>			<p>令第百八条の三第二項第三号に規定する屋外火災保有耐火時間及びその算出方法</p>
					<p>令第百八条の三第五項第二号に規定する保有遮炎時間</p>
					<p>防火区画検証法により検証した際の計算書</p>

		(九二)			
		<p>令第百二十九条の二の二 第一項の全館避難安全検査 証法により全館避難安全 性能を有することを確か めた建築物</p>			
<p>室内仕上げ表</p>		<p>耐火構造等の構造詳細図</p>	<p>各階平面図</p>	<p>階避難安全検査証法により検査 証した際の計算書</p>	
<p>令第百二十九条に規定する部分の仕上げ</p>		<p>主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法</p>	<p>耐力壁及び非耐力壁の位置</p>	<p>令第百二十九条の二第三項第五号に規定する階煙降下時間及びその算出方法</p>	<p>令第百二十九条の二第三項第四号に規定する階避難時間及びその算出方法</p>
				<p>令第百二十九条の二第三項第二号に規定する居室煙降下時間及びその算出方法</p>	<p>令第百二十九条の二第三項第一号に規定する居室避難時間及びその算出方法</p>
				<p>各室の用途に応じた発熱量</p>	<p>在館者密度</p>
				<p>各室の用途</p>	<p>各室の天井の高さ</p>

	<p>の材料の種別及び厚さ</p>
<p>全館避難安全検証法により 検証した際の平面図</p>	<p>防火区画の位置及び面積 居室の出口の幅 各階の天井の高さ</p>
<p>全館避難安全検証法により 検証した際の計算書</p>	<p>各室の用途 在館者密度 各室の用途に応じた発熱量</p>
	<p>令第百二十九条の二第三項第一号に規定 する居室避難時間及びその算出方法</p>
	<p>令第百二十九条の二第三項第二号に規定 する居室煙降下時間及びその算出方法</p>
	<p>令第百二十九条の二第三項第四号に規定 する階避難時間及びその算出方法</p>

「第一条の三第一項（建築物の確認申請）表三 構造計算の種類に応じて必要となる構造計算書」

				(-)	
				令第八十一 条第二項第 一号イに規 定する保有 水平耐力計 算により安 全性を確か めた建築物	(ii)
				共通事項	
		使用構造材料一覽表	構造計算チェックリスト	国土交通大臣が定める様式 による構造計算概要書	(3)
		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種類（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位	プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項	国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項	明示すべき事項
		使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法及び			

	<p>令第百八十二 条各号関係</p>	<p>特別な調査又は研究の結果 等説明書</p>	<p>使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合に於ては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号</p>
		<p>基礎・地盤説明書（国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添え</p>	<p>法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特種な構造方法等が使用されている場合に於ては、その認定番号、使用条件及び内容</p> <p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合に於ては、その検討内容</p> <p>構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容</p> <p>地盤調査方法及びその結果</p> <p>地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置</p> <p>地下水位（地階を有しない建築物に直接</p>

--

荷重・外力計算書	部材断面表	略軸組図	略伏図	た場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）		
				基礎を用いた場合を除く。）	基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別	構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値
固定荷重の数値及びその算出方法	各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置	各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位置	地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法	構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値	基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別

	<p>応力計算書（国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図を含む。）</p>
<p>各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法</p>	<p>各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重（以下「特殊な荷重」という。）の数値及びその算出方法</p>
<p>積雪荷重の数値及びその算出方法</p>	<p>風圧力の数値及びその算出方法</p>
<p>地震力の数値及びその算出方法</p>	<p>土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法</p>
<p>略伏図上に記載した特殊な荷重の分布</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法</p> <p>地震時（風圧力によつて生ずる力が地震力によつて生ずる力を上回る場合にあつては、暴風時）における柱が負担するせ</p>

	<p>断面計算書（国土交通大臣が定める様式による断面検定比図を含む。）</p>
<p>ん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率</p>	<p>国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図に記載すべき事項</p>
<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度</p>
<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率</p>
<p>国土交通大臣が定める様式による断面検定比図に記載すべき事項</p>	

<p>令第八十二 条の三関係</p>		
<p>保有水平耐力計算書</p>	<p>層間変形角計算結果一覧表</p>	<p>基礎ぐい等計算書 使用上の支障に関する計算書</p>
<p>各階及び各方向の保有水平耐力の算出方法</p>	<p>保有水平耐力計算に用いる地震力</p>	<p>基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書 令第八十二条第四号に規定する構造計算の計算書 層間変位の計算に用いる地震力 地震力によつて各階に生ずる水平方向の層間変位の算出方法 各階及び各方向の層間変形角の算出方法 各階及び各方向の層間変形角 損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容（層間変形角が二百分の一を超え百二十分の一以内である場合に限る。）</p>

保有水平耐力計算結果一覧表				
保有水平耐力、 D_s 、 F_{es} 及び必要保有水平耐力の数値	架構の崩壊形	各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布	構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容	各階及び各方向の必要保有水平耐力の算出方法
		令第八十二条の三第二号に規定する各階の形状特性を表す F_{es} (以下この表において「 F_{es} 」という。) の算出方法		
		令第八十二条の三第二号に規定する各階の構造特性を表す D_s (以下この表において「 D_s 」という。) の算出方法		

	<p>令第八十二 条の四関係</p>
	<p>使用構造材料一覽表</p>
<p>各階及び各方向のDsの算定時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況</p>	<p>各階及び各方向の構造耐力上主要な部分である部材の部材群としての部材種別</p>
<p>各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布及び塑性ヒンジの発生状況</p>	<p>各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向におけるせん断力と層間変形角の関係</p>
<p>屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位</p>	<p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法及び使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用</p>

		(二)			
		<p>令第八十一条第二項第一号口に規定する限界耐力計算により安全性を確かめた建築物</p>			
使用構造材料一覧表	構造計算チェックリスト	国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書	屋根ふき材等計算書	応力計算書	荷重・外力計算書
<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては、当</p>	<p>プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項</p>	<p>国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項</p>	<p>令第八十二条の四に規定する構造計算の計算書</p>	<p>屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法</p>	<p>風圧力の数値及びその算出方法</p>
					<p>位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号</p>

<p>基礎・地盤説明書（国土交</p>	<p>特別な調査又は研究の結果等説明書</p>	
<p>地盤調査方法及びその結果</p>	<p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容</p> <p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容</p>	<p>該規格）及び使用部位</p> <p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法</p> <p>使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号</p> <p>法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特種な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容</p>

略軸組図	略伏図	<p>通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）</p>
<p>すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置</p>	<p>各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置</p>	<p>地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置</p> <p>地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）</p> <p>基礎の工法（地盤改良を含む。）の種類、位置、形状、寸法及び材料の種類</p> <p>構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値</p> <p>地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法</p>

<p>部材断面表</p>	<p>各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様</p>	<p>荷重・外力計算書</p>	<p>固定荷重の数値及びその算出方法</p>	<p>各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法</p>	<p>各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法</p>	<p>積雪荷重の数値及びその算出方法</p>	<p>風圧力の数値及びその算出方法</p>	<p>地震力（令第八十二条の五第三号八に係る部分）の数値及びその算出方法</p>	<p>地震力（令第八十二条の五第五号八に係る部分）の数値及びその算出方法</p>	<p>土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法</p>	<p>略伏図上にそれぞれ記載した特殊な荷重</p>
--------------	--	-----------------	------------------------	-------------------------------------	--------------------------------------	------------------------	-----------------------	--	--	---	---------------------------

	<p>応力計算書（国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図を含む。）（地下部分の計算を含む。）</p>		
<p>の分布</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法</p> <p>地震時（風圧力によつて生ずる力が地震力によつて生ずる力を上回る場合にあつては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率</p>	<p>国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図に記載すべき事項</p>	<p>断面計算書（国土交通大臣が定める様式による断面検定比図を含む。）（地下部分の計算を含む。）</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断</p>

	<p>の許容応力度</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率</p> <p>国土交通大臣が定める様式による断面検定比図に記載すべき事項</p>
<p>積雪・暴風時耐力計算書</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の耐力の数値及びその算出方法</p>
<p>積雪・暴風時耐力計算結果一覧表</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に生ずる力及び耐力並びにその比率</p>
<p>損傷限界に関する計算書</p>	<p>各階及び各方向の損傷限界変位の数値及びその算出方法</p> <p>建築物の損傷限界固有周期の数値及びその算出方法</p>

	<p>損傷限界に関する計算結果 一覧表</p>	<p>安全限界に関する計算書</p>
<p>建築物の損傷限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法</p>	<p>表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値及びその算出方法</p>	<p>各階及び各方向の損傷限界耐力の数値及びその算出方法</p>
<p>令第八十二条の五第三号八に規定する地震力及び損傷限界耐力</p>	<p>損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合</p>	<p>損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容（損傷限界変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一を超え百二十分の一以内である場合に限る。）</p>
<p>各階及び各方向の安全限界変位の数値及びその算出方法</p>	<p>建築物の安全限界固有周期の数値及びそ</p>	

	<p>の算出方法</p> <p>建築物の安全限界固有周期に応じて求めた地震時に作用する地震力の数値及びその算出方法</p>
	<p>各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合及びその算出方法</p>
	<p>表層地盤による加速度の増幅率Gsの数値及びその算出方法</p>
	<p>各階及び各方向の保有水平耐力の数値及びその算出方法</p>
	<p>構造耐力上主要な部分である柱、はり若しくは壁又はこれらの接合部について、局部座屈、せん断破壊等による構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれのないことについての検証内容</p>
<p>安全限界に関する計算結果一覧表</p>	<p>各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合における外力分布</p> <p>各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合</p>

<p>各階の安全限界変位の当該各階の高さに対する割合が七十五分の一（木造である階にあつては、三十分の一）を超える場合にあつては、建築物の各階が荷重及び外力に耐えることができることについての検証内容</p>	<p>表層地盤による加速度の増幅率Gsの値を精算法で算出する場合にあつては、工学的基盤の条件</p>	<p>令第八十二条の第五号八に規定する地震力及び保有水平耐力</p>	<p>各階及び各方向の安全限界変形時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の分布</p>	<p>各階及び各方向の安全限界変形時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる塑性ヒンジ及び変形の発生状況</p>	<p>各階及び各方向の保有水平耐力時における構造耐力上主要な部分である部材に生ずる塑性ヒンジ及び変形の発生状況</p>
--	--	------------------------------------	---	---	---

		(三)			
めた建築物 全性を確か 算により安 応力度等計 定する許容 二号イに規 条第二項第 令第八十一		共通事項			
基礎ぐい等計算書	使用上の支障に関する計算書	屋根ふき材等計算書	土砂災害特別警戒区域内破壊防止計算書	国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書	構造計算チェックリスト
各階の保有水平耐力を増分解析により計算する場合において、建築物の各方向におけるせん断力と層間変形角の関係	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書	令第八十二条第四号に規定する構造計算の計算書	令第八十二条の五第七号に規定する構造計算の計算書	令第八十二条の五第八号に規定する構造計算の計算書	国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項
					プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件

	<p>使用構造材料一覽表</p>	<p>特別な調査又は研究の結果等説明書</p>		
<p>項に適合するかどうかを照合するための事</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種別（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位</p>	<p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法</p>	<p>使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号</p>	<p>法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特種な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容</p> <p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、そ</p>

		<p>令第八十二条各号関係</p>				
<p>の検討内容</p>	<p>構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容</p>	<p>地盤調査方法及びその結果</p>	<p>地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置</p>	<p>地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）</p>	<p>基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別</p>	<p>構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値</p> <p>地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法</p> <p>各階の構造耐力上主要な部分である部材の種別、配置及び寸法並びに開口部の位</p>
<p>略伏図</p>	<p>基礎・地盤説明書（国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）</p>					

	略軸組図	部材断面表	荷重・外力計算書	
置	すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置	各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様	固定荷重の数値及びその算出方法	各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法
各階又は各部分の用途ごとに特殊な荷重の数値及びその算出方法	積雪荷重の数値及びその算出方法	風圧力の数値及びその算出方法	地震力の数値及びその算出方法	土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法

	<p>応力計算書（国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図を含む。）</p>	<p>断面計算書（国土交通大臣が定める様式による断面検定比図を含む。）</p>	
<p>略伏図上に記載した特殊な荷重の分布</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法</p> <p>地震時（風圧力によつて生ずる力が地震力によつて生ずる力を上回る場合にあつては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率</p>	<p>国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図に記載すべき事項</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合</p>

				令第八十二条の四関係		
屋根ふき材等計算書	応力計算書	荷重・外力計算書	使用構造材料一覧表			
令第八十二条の四に規定する構造計算の	屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法	風圧力の数値及びその算出方法	使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号	使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法	及び使用部位	損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容（層間変形角が二百分の一を超え百二十分の一以内である場合に限る。）

(四)			
令第八十一 条第三項に 規定する令 第八十二条			
共通事項		令第八十二 条の六関係	
国土交通大臣が定める様式 による構造計算概要書		剛性率・偏心率等計算書	
構造計算チェックリスト		剛性率・偏心率等計算結果 一覧表	
国土交通大臣が定める様式による構造計算を行う場合に		各階及び各方向の剛性率を計算する場合における層間変形角の算定に用いる層間変位の算出方法	
プログラムによる構造計算を行う場合に		各階及び各方向の剛性率の算出方法	
算概要書に記載すべき事項		各階の剛心周りのねじり剛性の算出方法	
国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項		各階及び各方向の偏心率の算出方法	
国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項		令第八十二条の六第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準による計算の根拠	
国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項		各階の剛性率及び偏心率	
国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項		令第八十二条の六第三号の規定に基づき国土交通大臣が定める基準に適合していること	
国土交通大臣が定める様式による構造計算概要書に記載すべき事項		計算書	

各号及び令
第八十二条
の四に定め
るところに
よる構造計
算により安
全性を確か
めた建築物

<p>特別な調査又は研究の結果 等説明書</p>	<p>使用構造材料一覽表</p>		
<p>法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている</p>	<p>使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号</p>	<p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値並びにそれらの算出方法</p>	<p>項 において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によつて安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種類（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位</p>

		<p>令第八十二条各号関係</p>	<p>基礎・地盤説明書（国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）</p>						
<p>地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐ</p>	<p>した地盤の特性値</p>	<p>構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値</p>	<p>基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別</p>	<p>地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）</p>	<p>地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置</p>	<p>地盤調査方法及びその結果</p>	<p>構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容</p>	<p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容</p>	<p>場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容</p>

	略伏図	略軸組図	部材断面表	荷重・外力計算書	<p>い の 許 容 支 持 力 の 数 値 及 び そ れ ら の 算 出 方 法</p> <p>各 階 の 構 造 耐 力 上 主 要 な 部 分 で あ る 部 材 の 種 別 、 配 置 及 び 寸 法 並 び に 開 口 部 の 位 置</p> <p>す べ て の 通 り の 構 造 耐 力 上 主 要 な 部 分 で あ る 部 材 の 種 別 、 配 置 及 び 寸 法 並 び に 開 口 部 の 位 置</p> <p>各 階 及 び す べ て の 通 り の 構 造 耐 力 上 主 要 な 部 分 で あ る 部 材 の 断 面 の 形 状 、 寸 法 及 び 仕 様</p> <p>固 定 荷 重 の 数 値 及 び そ の 算 出 方 法</p> <p>各 階 又 は 各 部 分 の 用 途 ご と に 積 載 荷 重 の 数 値 及 び そ の 算 出 方 法</p> <p>各 階 又 は 各 部 分 の 用 途 ご と に 特 殊 な 荷 重 の 数 値 及 び そ の 算 出 方 法</p> <p>積 雪 荷 重 の 数 値 及 び そ の 算 出 方 法</p> <p>風 圧 力 の 数 値 及 び そ の 算 出 方 法</p>
--	-----	------	-------	----------	--

	<p>応力計算書（国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図を含む。）</p>	<p>断面計算書（国土交通大臣が定める様式による断面検定比図を含む。）</p>			
<p>地震力の数値及びその算出方法</p>	<p>土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出方法</p>	<p>略伏図上に記載した特殊な荷重の分布</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材に生ずる力の数値及びその算出方法</p>	<p>地震時（風圧力によつて生ずる力が地震力によつて生ずる力を上回る場合にあつては、暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分断率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分断率</p>	<p>国土交通大臣が定める様式による応力図及び基礎反力図に記載すべき事項</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向</p>

<p>令第八十二 条の四関係</p>						
<p>使用構造材料一覽表</p>	<p>使用上の支障に関する計算書</p>	<p>基礎ぐい等計算書</p>				
<p>屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁に使用されるすべての材料の種類（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位</p>	<p>令第八十二条第四号に規定する構造計算の計算書</p>	<p>基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書</p>	<p>国土交通大臣が定める様式による断面検定比図に記載すべき事項</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の応力度と許容応力度の比率</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度</p>

				<p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法</p> <p>使用する指定建築材料が法第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号</p> <p>風圧力の数値及びその算出方法</p> <p>屋根ふき材及び屋外に面する帳壁に生ずる力の数値及びその算出方法</p> <p>令第八十二条の四に規定する構造計算の計算書</p>
<p>構造計算書の作成に当たつては、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>一 確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算計算書の構成を識別できる措置を講じること。</p> <p>二 建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書の追加、変更等を行うこと。</p> <p>三 この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあつては省略することができる</p>	<p>屋根ふき材等計算書</p>	<p>応力計算書</p>	<p>荷重・外力計算書</p>	

おのり

「第一条の三第一項（建築物の確認申請）表四 構造方法等の認定に係る認定書の写し」
四

	(一)	壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第二条第七号の認定を受けたものとする建築物	法第二条第七号に係る認定書の写し
	(二)	壁、柱、床その他の建築物の部分の構造を法第二条第七号の二に係る認定書の写し	法第二条第七号の二に係る認定書の写し
	(三)	建築物の外壁又は軒裏の構造を法第二条第八号の認定を受けたものとする建築物	法第二条第八号に係る認定書の写し
	(四)	法第二条第九号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物	法第二条第九号に係る認定書の写し
	(五)	防火設備を法第二条第九号の二口の認定を受けたものとする建築物	法第二条第九号の二口に係る認定書の写し
	(六)	法第二十条第一号の認定を受けたものとする構造方法を用いる建築物	法第二十条第一号に係る認定書の写し
(七)		法第二十条第二号イ及び第三号イの認定を受けたものとするプログラムによる構造計算によつて安全性を確保した建築物	法第二十条第二号イ及び第三号イに係る認定書の写し

(十四)	(十三)	(十二)	(十一)	(十)	(九)	(八)	(七)	(六)
外壁、床及び屋根又はこれらの部分を令第二十二條の二第二号口の認定を受けたものとする建築物	床の構造を令第二十二條の認定を受けたものとする建築物	令第二十二條の九の認定を受けたものとする居室を有する建築物	令第二十二條の八第二項の認定を受けたものとする居室を有する建築物	令第二十二條の七第四項の認定を受けたものとする建築物	令第二十二條の七第三項の認定を受けたものとする建築物	令第二十二條の七第二項の認定を受けたものとする建築物	令第二十二條の七第一項第二号の表の認定を受けたものとする居室を有する建築物	令第一條第六号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築物
令第二十二條の二第二号口に係る認定書の写し	令第二十二條に係る認定書の写し	令第二十二條の九に係る認定書の写し	令第二十二條の八第二項に係る認定書の写し	令第二十二條の七第四項に係る認定書の写し	令第二十二條の七第三項に係る認定書の写し	令第二十二條の七第二項に係る認定書の写し	令第二十二條の七第一項第二号の表に係る認定書の写し	令第一條第六号に係る認定書の写し

(二五)	令第四十六条第四項の表一の(八)項の認定を受けたものとする軸組を設置する建築物	令第四十六条第四項の表一の(八)項に係る認定書の写し
(二六)	構造耐力上主要な部分である鋼材の接合を令第六十七条第一項の認定を受けたものとする接合方法による建築物	令第六十七条第一項に係る認定書の写し
(二七)	構造耐力上主要な部分である継手又は仕口の構造を令第六十七条第二項の認定を受けたものとする建築物	令第六十七条第二項に係る認定書の写し
(二八)	令第六十八条第三項の認定を受けたものとする高力ボルト接合を用いる建築物	令第六十八条第三項に係る認定書の写し
(二九)	令第七十条に規定する国土交通大臣が定める場合において、当該建築物の柱の構造を令第七十条の認定を受けたものとする建築物	令第七十条に係る認定書の写し
(三十)	鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを令第七十九条第二項の認定を受けたものとする建築物	令第七十九条第二項に係る認定書の写し
(三一)	鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さを令第七十九条の三第二項の認定を受けたものとする建築物	令第七十九条の三第二項に係る認定書の写し
(三二)	主要構造部を令第八十条の三第一項第二号の認定を受けたものとする建築物	令第八十条の三第一項第二号に係る認定書の写し

(四十一)	(四十)	(三十九)	(三十八)	(三十七)	(三十六)	(三十五)	(三十四)	(三十三)
防火設備を令第百十四条第五項において読み替えて準	屋根の構造を令第百十三条第一項第三号の認定を受けたものとする建築物	防火設備を令第百十二条第十六項の認定を受けたものとする建築物	防火設備を令第百十二条第十四項第二号の認定を受けたものとする建築物	防火設備を令第百十二条第十四項第一号の認定を受けたものとする建築物	防火設備を令第百十二条第一項の認定を受けたものとする建築物	床又はその直下の天井の構造を令第百九条の三第二号八の認定を受けたものとする建築物	屋根の延焼のおそれのある部分の構造を令第百九条の三第一号の認定を受けたものとする建築物	防火設備を令第百八条の三第四項の認定を受けたものとする建築物
令第百十四条第五項において読み替えて	令第百十三条第一項第三号に係る認定書の写し	令第百十二条第十六項に係る認定書の写し	令第百十二条第十四項第二号に係る認定書の写し	令第百十二条第十四項第一号に係る認定書の写し	令第百十二条第一項に係る認定書の写し	令第百九条の三第二号八に係る認定書の写し	令第百九条の三第一号に係る認定書の写し	令第百八条の三第四項に係る認定書の写し

			(五十)	受けたものとする建築物
			(五十)	防火設備を令第百三十六条の二第一号の認定を受けたものとする建築物
		(五十一)	(五十一)	防火設備を令第百四十五条第一項第二号の認定を受けたものとする建築物
		(五十二)	(五十二)	第一条の三第一項第一号イ、同号ロ(1)若しくは(2)又は同項の表三の各項の認定を受けたものとする建築物又は建築物の部分
		(五十三)	(五十三)	構造耐力上主要な部分である壁及び床版の構造を第八条の三の認定を受けたものとする建築物
				認定書の写し
				令第百三十六条の二第一号に係る認定書の写し
				令第百四十五条第一項第二号に係る認定書の写し
				第一条の三第一項第一号イ、同号ロ(1)若しくは(2)又は同項の表三の各項に係る認定書の写し
				第八条の三に係る認定書の写し

「第一条の三第一項（建築物の確認申請）表五 一定の場合に省略の対象となる計算書等」

	(ii)	(3)
(-)	<p>主要構造部を法第二条第九号のニイ(2)に該当する構造とする建築物（令第八十条の三第一項第一号に該当するものに限る。）</p>	<p>一 令第八十条の三第一項第一号の耐火性能検証法により検証をした際の計算書 二 当該建築物の開口部が令第八十条の三第四項の防火区画検証法により検証をしたものである場合にあつては、当該検証をした際の計算書</p>
(二)	<p>令第三十八条第四項、令第四十三条第一項ただし書若しくは第二項ただし書、令第四十六条第二項第一号八、同条第三項、令第四十八条第一項第二号ただし書、令第五十一条第一項ただし書、令第六十二条の八ただし書又は令第七十七条の二第一項ただし書の構造計算により安全性を確かめた建築物</p>	<p>(i) 欄に掲げる規定にそれぞれ規定する構造計算の計算書</p>
(三)	<p>令第七十条に規定する国土交通大臣が定める場合に該当しないとする建築物</p>	<p>一の柱のみの火熱による耐力の低下によつて建築物全体が容易に倒壊するおそれのあるものではないことを証する図書</p>
(四)	<p>令第二百二十九条の二第一項の階避難安全検証法により階避難安全性を有することを確かめた階のある建築物</p>	<p>令第二百二十九条の二第一項の階避難安全検証法により検証をした際の計算書</p>

(五)	
<p>物 令第二百二十九条の二の二第一項の全館避難安全検証法により全館避難安全性を有することを確かめた建築物</p>	<p>物</p>
<p>書 令第二百二十九条の二の二第一項の全館避難安全検証法により検証をした際の計算</p>	

(二)							
<p>法第二十八條の二第三号の規定が適用される換気設備</p>							
<p>各階平面図</p>	<p>換気設備の構造詳細図</p>	<p>給気口及び排気口の有効開口面積等を算出した際の計算書</p>	<p>換気設備の仕様書</p>	<p>換気設備の有効換気量</p>	<p>換気設備の有効換気量</p>	<p>中央管理室の位置</p>	<p>令第二十条の七第一項第二号の表及び令第二十条の八第二項に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保す</p>
<p>中央管理室の位置</p>	<p>給気口の中心から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ</p>	<p>煙突の有効断面積及びその算出方法</p>	<p>排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面積及びその算出方法</p>	<p>給気口の有効開口面積又は給気筒の有効断面積及びその算出方法</p>	<p>火を使用する設備又は器具の近くの排気フードの材料の種別</p>	<p>中央管理方式の空気調和設備の有効換気量</p>	<p>換気設備の有効換気量</p>

(四)	(三)	
法第三十一条第二項の規定	法第三十一条第一項の規定が適用される便所	
配置図	配置図	<p>換気設備の構造詳細図</p> <p>給気機又は排気機の給気又は排気能力を算定した際の計算書</p>
浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流	排水ます及び公共下水道の位置	<p>ることができる居室の構造方法</p> <p>令第二十条の七第一項第二号の表及び令第二十条の八第二項に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法</p> <p>令第二十条の八第一項第一号イ⁽³⁾、ロ⁽³⁾及びハに規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる換気設備の構造方法</p> <p>給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法</p> <p>換気経路の全圧力損失（直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。）及びその算出方法</p>

		(五)			
		法第三十二条の規定が適用される電気設備		が適用される尿浄化槽又は合併処理浄化槽（以下この項において「浄化槽」という。）	
		電気設備の構造詳細図		浄化槽の仕様書	
		各階平面図		浄化槽の構造詳細図	
		受電設備の電気配線の状況		水の放流先又は放流方法	
		非常用の電源及び予備電源の種類及び位置		浄化槽の汚物処理性能	
		照明設備の位置		浄化槽の処理対象人員及びその算出方法	
		常用の電源及び予備電源の種類及び位置		浄化槽の処理方式	
		予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況		浄化槽の各槽の有効容量	
		予備電源の容量及びその算出方法		浄化槽の構造	

							(六)	
							法第三十三条の規定が適用される避雷設備	
							付近見取図	
							二面以上の立面図	
							小屋伏図	
							避雷設備の構造詳細図	
							建築物の周囲の状況	ガス漏れを検知し、警報する設備（以下「ガス漏れ警報設備」という。）に係る電気配線の構造
							建築物の高さが二十メートルを超える部分	
							雷撃から保護される範囲	
							受雷部システムの配置	
							受雷部システムの配置	
							雨水等により腐食のおそれのある避雷設備の部分	
							日本工業規格 A 四二〇一・一九九二又は日本工業規格 A 四二〇一・二〇〇三の別	
							受雷部システム及び引下げ導線の位置及び構造	
							接地極の位置及び構造	

		(七)	(八)	(九)
		法第三十四条第一項の規定が適用される昇降機	法第三十四条第二項の規定が適用される非常用の昇降機	法第三十五条の規定が適用される建築設備
		各階平面図	各階平面図	令第五章第二節の規定が適用される排煙設備
		昇降機の構造詳細図	各階平面図	令第五章第三節の規定が適用される排煙設備
		昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置	各階平面図
		昇降機の昇降機の位置	非常用の昇降機の位置	排煙設備の構造詳細図
		腐食しにくい材料を用い、又は有効な腐食防止のための措置を講じた避雷設備の部分	令第二百二十三条第三項第一号に規定する排煙設備の構造方法	排煙の方法及び火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分
				令第一百十六条の二第一項第二号に該当する窓その他の開口部の位置
				防火区画及び令第二百二十六条の二第一項

に規定する防煙壁による区画の位置	排煙口の位置	排煙風道の配置	排煙口に設ける手動開放装置の使用方法を表示する位置	排煙口の開口面積又は排煙機の位置	法第三十四条第二項に規定する建築物又は各構えの床面積が千平方メートルを超える地下街に設ける排煙設備の制御及び作動状態の監視を行うことができる中央管理室の位置	予備電源の位置	不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備の位置	給気口を設けた付室（以下「給気室」という。）及び直通階段の位置	給気口から給気室に通ずる建築物の部分
------------------	--------	---------	---------------------------	------------------	--	---------	----------------------	---------------------------------	--------------------

	床面積求積図	二面以上の断面図	使用建築材料表	排煙設備の構造詳細図	
に設ける開口部（排煙口を除く。）に設ける戸の構造	防火区画及び令第百二十六条の二第一項に規定する防煙壁による区画の面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	排煙口に設ける手動開放装置の位置	排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置	給気口の位置	給気口の開口面積及び給気室の開口部の開口面積
			建築物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに用いる建築材料の種類	排煙口の構造	排煙口に設ける手動開放装置の使用方法
				排煙風道の構造	

		(十)							
		法第三十六 条の規定が 適用される 建築設備							
		令第二百二十九 条の二の四第 二号に関する 規定が適用さ れる昇降機以 外の建築設備						、排煙設備及 び排水設備	
		構造詳細図		非常用の排水設備の構造詳 細図		地下道の床面積求積図		非常用の排煙設備の構造詳 細図	
		昇降機以外の建築設備の構造方法		排水設備の能力		床面積の求積に必要な地下道の各部分の 寸法及び算式		排煙機の能力	
				排水設備の構造及び材料の種別				排煙口の手动開放装置の構造及び位置	
								排煙設備の構造、配置及び材料の種別	
								垂れ壁の材料の種別	
								地下道の床面積	
								照明器具の位置及び材料の種別	

令第二十八条から第三十一条まで、第三十三條及び第三十四條に關する規定が適用される便所用される便所用	配置図	各階平面図	便所の構造詳細図	くみ取便所の便槽及び井戸の位置	便所に設ける採光及び換気のため直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造	尿 ^し 尿に接するくみ取便所の部分	便槽の構造	便器及び小便器から便槽までの汚水管の構造	水洗便所以外の大便所に設ける窓その他換気のための開口部の構造	便槽の種類及び構造	改良便槽の貯留槽に設ける掃除するための穴の位置及び構造	くみ取便所に講じる防水モルタル塗その他これに類する防水の措置	くみ取便所のくみ取口の位置及び構造

<p>令第百二十九条の二の五の規定が適用される配管設備</p>								
		<p>便所の断面図</p>	<p>便所の使用材料表</p>	<p>井戸の断面図</p>	<p>井戸の使用材料表</p>	<p>配置図</p>		
<p>改良便槽の貯留槽の構造</p>	<p>汚水の温度の低下を防止するための措置</p>	<p>便器及び小便器から便槽までの污水管に用いる材料の種別</p>	<p>耐水材料で造り、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じる便槽の部分</p>	<p>令第三十四条ただし書きの適用に係る井戸の構造</p>	<p>令第三十四条ただし書きの適用に係る井戸の不浸透質で造られている部分</p>	<p>建築物の外部の給水タンク等の位置</p>	<p>配管設備の種別及び配置</p>	<p>給水タンク及び貯水タンク（以下「給水タンク等」という。）並びにくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続す</p>

<p>配管設備の覆いの有無</p>	<p>飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他これに類するものを内蔵した装置の位置及び構造</p>	<p>給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置</p>	<p>給水タンク等に設けるマンホールの位置及び構造</p>	<p>給水タンク等（圧力タンクを除く。）に設けるオーバーフロー管の位置及び構造 オーバーフロー管から水が逆流するおそれがある場所に設置する給水タンク等の場合は、浸水を容易に覚知することができるよう講じた措置</p>	<p>給水タンク等（圧力タンクを除く。）の設ける通気のための装置の位置及び構造 又は給水タンク等（圧力タンクを除く。）の容量</p>
-------------------	---	---------------------------------	-------------------------------	--	---

令第百二十九											
	各階平面図	風道の構造詳細図	配管設備の使用材料表				配管設備の系統図				
給気口又は給気機の位置	防火設備及び特定防火設備の位置	風道の構造	配管設備に用いる材料の種別	排水トラップ、阻集器及び通気管の位置	給水管の止水弁の位置	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置	配管設備の末端の連結先	配管設備の種類、配置及び構造	ガス栓及びガス漏れ警報設備の構造	排水トラップ及び阻集器の位置及び構造	排水槽（排水を一時的に滞留させるための槽をいう。）の構造

条の二の六の
規定が適用さ
れる換気設備

	二面以上の断面図	換気設備の構造詳細図	中央管理方式の空気調和設備の給気機又は排気機の給気又は排気能力を算出した際の計算書
排気口若しくは排気機又は排気筒の位置	給気口又は給気機の位置	排気筒の立上り部分及び頂部の構造	中央管理方式の空気調和設備の給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法
給気機の外気取り入れ口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造	直接外気に開放された給気口又は排気口に設ける換気扇の構造	中央管理方式の空気調和設備の空気浄化装置に設ける濾過材、フィルターその他これらに類するものの構造	

令第二百二十九条の三第一項第一号及び第二項第一号並びに第二百二十九条の四から第二百二十九条の十一までの規定が適用さ	令第二百二十九条の二の七の規定が適用される冷却塔設備	換気設備の使用材料表	各階平面図	二面以上の断面図	冷却塔設備の仕様書	冷却塔設備の使用材料表	各階平面図	換気経路の全圧力損失（直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。）及びその算出方法	風道に用いる材料の種別	冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離	冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離	冷却塔設備の容量	冷却塔設備の主要な部分に用いる材料の種別	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置	エレベーターの機械室の出入口の構造	エレベーターの機械室に通ずる階段の構造	エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部
										換気経路の全圧力損失（直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。）及びその算出方法	風道に用いる材料の種別	冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離	冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離	冷却塔設備の容量	冷却塔設備の主要な部分に用いる材料の種別	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置	エレベーターの機械室の出入口の構造

れるエレベーター

	床面積求積図	エレベーターの仕様書	エレベーターの構造詳細図	
又は一部を有さない部分の構造	エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員	昇降行程	エレベーターのかごの定格速度 エレベーターのかごの構造 エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造 非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造 エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法

<p>エレベーター強度検証法により検証した際の計算書</p>	<p>エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図</p>					
<p>固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部分等に生ずる力</p>	<p>エレベーターの機械室に通ずる階段の構造</p>	<p>エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離</p>	<p>エレベーターの昇降路内の突出物の種別、位置及び構造</p>	<p>乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかごの床先と昇降路の壁との水平距離</p>	<p>乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置</p>	<p>エレベーターの制御器の構造 エレベーターの安全装置の位置及び構造</p>

						令第二百二十九条の三第一項第二号及び第二項第二号並びに第二百二十九条の十二の規定が適用されるエスカレーター	
						エスカレーターの仕様書	
						エスカレーターの構造詳細 <small>図</small>	
						エスカレーターの勾配及び揚程	
						エスカレーターの踏段の定格速度	
						通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置	
						エスカレーターの制動装置の構造	
						昇降口において踏段の昇降を停止させることができる装置の構造	
						エスカレーターの踏段の構造	
						エスカレーターの踏段の両側に設ける手すりの構造	
						エスカレーターの踏段の幅及び踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部び中心までの水平距離	
						エスカレーター強度検証法により検証した際の計算書	
						固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部分等に生ずる力	

<p>令第二百二十九条の三第一項第三号及び第二項第三号並びに第二百二十九条の十三の規定が適用さ</p>	
<p>小荷物専用昇降機の構造詳細図</p>	<p>各階平面図</p> <p>エスカレーターの荷重を算出した際の計算書</p>
<p>小荷物専用昇降機の安全装置の位置及び</p>	<p>主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度</p> <p>主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度</p> <p>独立して踏段を支え、又は吊ることができ部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度</p> <p>エスカレーターの各部の固定荷重</p> <p>エスカレーターの踏段の積載荷重及びその算出方法</p> <p>エスカレーターの踏段面の水平投影面積</p> <p>小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置</p> <p>小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造</p>

<p>予備電源を有する照明設備の位置</p>	<p>屋内消火栓、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等の消火設備を設置できる非常用エレベーターの乗降ロビーの部分</p>	<p>非常用エレベーターの積載量及び最大定員</p>	<p>非常用エレベーターである旨、避難階における避難経路その他避難上必要な事項を明示した標識を掲示する位置</p>	<p>非常用エレベーターを非常の用に供している場合においてその旨を明示することができる表示灯その他これに類するものの位置</p>	<p>非常用エレベーターの昇降路の床及び壁（乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる鋼索、電線その他のものの周囲を除く。）の構造</p>	<p>避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第百二十九条の十三</p>
------------------------	--	----------------------------	---	--	---	---

		床面積求積図	二面以上の断面図	エレベーターの仕様書	エレベーターの構造詳細図
<p>の三第三項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員四メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。）の位置</p>	<p>避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第二百二十九条の十三の三第三項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口（道又は道に通ずる幅員四メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。）の一至る歩行距離</p>	<p>非常用エレベーターの乗降ロビーの床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式</p>	<p>建築物の高さが三十一メートルとなる位置</p>	<p>非常用エレベーターのかごの積載量</p>	<p>非常用エレベーターのかご及びその出入口の寸法</p>

						(七)	
						ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第四十条の四の規定が適用される消費機器	
消費機器の仕様書		二面以上の断面図		各階平面図		家庭用設備の構造詳細図	
ガスの消費量	燃焼器の種類	燃焼器の排気筒又は密閉燃焼式の燃焼器の給排気部が外壁を貫通する箇所	燃焼器の排気筒の高さ	密閉燃焼式の燃焼器の給排気部の位置及び構造	給気口その他給気上有効な開口部の位置及び構造	ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百八条第一号に規定する燃焼器（以下この項において単に「燃焼器」という。）の排気筒又は排気フードの位置	閉止弁と燃焼器との間の配管の構造 硬質管以外の管と硬質管とを接続する部分の締付状況

	<p>燃焼器出口の排気ガスの温度</p> <p>特定地下街等又は特定地下室等に設置する燃焼器と接続するガス栓における過流出安全機構の有無</p> <p>ガス事業法施行規則第百八条第十号に規定する自動ガス遮断装置の有無</p> <p>ガス事業法施行規則第百八条第十号に規定するガス漏れ警報装置の有無</p>
消費機器の構造詳細図	<p>燃焼器の排気筒の構造及び取付状況</p> <p>燃焼器の排気筒を構成する各部の接続部並びに排気筒及び排気扇の接続部の取付状況</p> <p>燃焼器と直接接続する排気扇と燃焼器との取付状況</p> <p>密閉燃焼式の燃焼器の給排気部（排気に係るものに限る。）を構成する各部の接続部並びに給排気部及び燃焼器のケーシングの接続部の取付状況</p>

(十四)	(十三)	
<p>下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十条第一項の規定が適用される排水</p>	<p>水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第十六条の規定が適用される給水装置</p>	
<p>配置図</p>	<p>給水装置の使用材料表</p>	<p>消費機器の使用材料表</p>
<p>下水道法第十条第一項に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の位置</p>	<p>給水装置の材質</p>	<p>燃焼器の排気筒に接続する排気扇が停止した場合に燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断する装置の位置</p> <p>ガス事業法施行規則第六十二条第二号イに規定する建物区分のうち特定地下街等又は特定地下室等に設置する燃焼器とガス栓との接続状況</p> <p>燃焼器の排気筒に用いる材料の種別</p> <p>燃焼器の排気筒に接続する排気扇に用いる材料の種別</p> <p>密閉燃焼式の燃焼器の給排気部（排気に係るものに限る。）に用いる材料の種別</p> <p>水道法第十六条に規定する給水装置（以下この項において単に「給水装置」という。）の構造</p>

		(十八)	(十七)		
		特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第八条の規定が適用される排水設備	浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第三条の二第一項の規定が適用される浄化槽		
		配置図	配置図	消費設備の構造詳細図	供給設備の構造詳細図
特定都市河川浸水被害対策法第八条の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書				消費設備の使用材料表	供給設備の構造詳細図
当該条例で定められた制限に係る排水設備に関する事項		特定都市河川浸水被害対策法第八条に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の配置	浄化槽法第三条の二第一項に規定する浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法	消費設備の構造	貯蔵設備の構造 バルブ、集合装置、気化装置、供給管及びガス栓の構造
				貯蔵設備に用いる材料の種別	

「第一条の三第四項（建築物の計画に建築設備が含まれる場合の確認申請）表一 構造方法等の認定に係る認定書の写し」

	(一)	法第三十一条第二項の認定を受けたものとする構造の 尿 ^し 尿浄化槽	法第三十一条第二項に係る認定書の写し	(3)
	(二)	令第二十条の二第一項第一号二の認定を受けたものとする構造の換気設備	令第二十条の二第一項第一号第一項二に係る認定書の写し	
	(三)	令第二十条の三第二項第一号口の認定を受けたものとする構造の換気設備	令第二十条の三第二項第一号口に係る認定書の写し	
	(四)	令第二十条の八第一項第一号口 ⁽¹⁾ の認定を受けたものとする構造の居室内の空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備	令第二十条の八第一項第一号口 ⁽¹⁾ に係る認定書の写し	
	(五)	令第二十条の八第一項第一号八の認定を受けたものとする構造の中央管理方式の空気調和設備	令第二十条の八第一項第一号八に係る認定書の写し	
	(六)	令第二十九条の認定を受けたものとする構造のくみ取便所	令第二十九条に係る認定書の写し	
(七)		令第三十条第一項の認定を受けたものとする構造の特	令第三十条第一項に係る認定書の写し	

								殊建築物及び特定区域の便所
								令第三十五条第一項の認定を受けたものとする構造の合併処理浄化槽
								令第三十五条第一項に係る認定書の写し
								令第百十五条第一項第三号口に規定する認定を受けたものとする構造の煙突
								令第百十五条第一項第三号口に係る認定書の写し
								令第百二十六条の五第二号に規定する認定を受けたものとする構造の照明装置
								令第百二十六条の五第二号に係る認定書の写し
								令第百二十九条の二の五第一項第三号ただし書の認定を受けたものとする構造の昇降機の昇降路内に設ける配管設備
								令第百二十九条の二の五第一項第三号ただし書に係る認定書の写し
								令第百二十九条の二の五第一項第七号八の認定を受けたものとする構造の防火区画等を貫通する管
								令第百二十九条の二の五第一項第七号八に係る認定書の写し
								令第百二十九条の二の五第二項第三号の認定を受けたものとする構造の飲料水の配管設備
								令第百二十九条の二の五第二項第三号に係る認定書の写し
								令第百二十九条の二の七第三号の認定を受けたものとする構造の冷却塔設備
								令第百二十九条の二の七第三号に係る認定書の写し
								令第百二十九条の四第一項第三号の認定を受けたものとする構造のかご及び主要な支持部分を有するエレベ
								令第百二十九条の四第一項第三号に係る認定書の写し

					ター
	(十六)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)
	令第二百二十九条の八第二項の認定を受けたものとする構造の制御器を有するエレベーター	令第二百二十九条の十第二項の認定を受けたものとする構造の制動装置を有するエレベーター	令第二百二十九条の十二第二項において準用する令第二百二十九条の四第一項第三号の認定を受けたものとする構造の踏段及び主要な支持部分を有するエスカレーター	令第二百二十九条の十二第五項の認定を受けたものとする構造の制動装置を有するエスカレーター	令第二百二十九条の十五第一号の認定を受けたものとする構造の避雷設備
	令第二百二十九条の八第二項に係る認定書の写し	令第二百二十九条の十第二項に係る認定書の写し	令第二百二十九条の十二第二項において準用する令第二百二十九条の四第一項第三号に係る認定書の写し	令第二百二十九条の十二第五項に係る認定書の写し	令第二百二十九条の十五第一号に係る認定書の写し

「第三条第一項（単体規定が準用される工作物の確認申請）表一 平面図等の基本的な図書」

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位 敷地境界線、申請に係る工作物の位置並びに申請に係る工作物と他の建築物及び工作物との別 土地の高低及び申請に係る工作物の各部分の高さ
平面図又は横断面図	縮尺 主要部分の材料の種別及び寸法
側面図又は縦断面図	縮尺 工作物の高さ 主要部分の材料の種別及び寸法
構造詳細図	縮尺 主要部分の材料の種別及び寸法

構造計算書

応力算定及び断面算定（遊戯施設にあつては、工作物のかご、車両その他人を乗せる部分（以下この表及び表二の(三)項において「客席部分」という。）及びこれを支え、又は吊る構造上主要な部分（以下この表及び表二の(三)項において「主要な支持部分」という。）のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分以外の部分に係るもの並びに屋外に設ける工作物の客席部分及び主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分で風圧に対する安全性を確かめたものに限る。）

「第三条第一項（単体規定が準用される工作物の確認申請）表二 工作物の種類に応じて各建築基準関係規定に適合することの確認に必要な図書」

		(一)			
		令第三百二十九条の規定が適用される工作物		(11)	
側面図又は縦断面図		平面図又は横断面図		図書の書類	
				(3)	
構造耐力上主要な部分である部材（接合部に含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種類		近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法		明示すべき事項	
煙突等の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種類、寸法及び立面形状		煙突等の各部の位置、寸法及び構造方法			
近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法		煙突等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種類、寸法及び平面形状			
構造耐力上主要な部分である部材（接合部		近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法			

	<p>を含む。)の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種類及び寸法</p>
<p>構造詳細図</p>	<p>構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法</p> <p>鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法</p> <p>鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ</p> <p>管の接合方法、支枠及び支線の緊結</p>
<p>基礎伏図</p>	<p>基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種類及び寸法</p>
<p>敷地断面図及び基礎・地盤説明書</p>	<p>支持地盤の種類及び位置</p> <p>基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置</p> <p>基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠</p>
<p>使用構造材料一覧表</p>	<p>構造耐力上主要な部分に用いる材料の種類</p> <p>くに用いるさび止め又は防腐措置</p>

<p>施工方法等計画書</p>	<p>打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置</p> <p>コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法</p> <p>コンクリートの型枠の取外し時期及び方法</p>
<p>令第三十八条第三項若しくは第四項、令第三十九条第二項、令第六十六条、令第六十七条第二項、令第六十九条、令第七十三条第二項ただし書、令第七十九条第二項、令第七十九条第三項、令第八十条の二又は令第一百三十九条第一項第四号イの規定に適合することの確認に必要な図書</p>	<p>令第三十八条第三項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第三十八条第四項の構造計算の結果及びその算出方法</p> <p>令第三十九条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第六十六条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第六十七条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第六十九条の構造計算の結果及びその算</p>

(二)	
令第四百四十条の規定が適用される工作物	
配置図 平面図又は横断面図	
近接又は接合する建築物又は工作物の位置、構造方法及び寸法	<p>出方法</p> <p>令第七十三条第二項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第七十九条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第七十九条の三第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第八十条の二に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第三百三十九条第一項第四号イの構造計算の結果及びその算出方法</p> <p>鉄筋コンクリート造等の柱の位置、構造方法及び寸法</p> <p>鉄筋コンクリート造等の柱の各部の位置及び構造方法並びに材料の種類、寸法及び平面形状</p>

	側面図又は縦断面図	構造詳細図
<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別</p>	<p>鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立面形状</p> <p>近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法</p>	<p>構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法</p> <p>鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法</p> <p>鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ</p> <p>管の接合方法、支枠及び支線の緊結</p>

基礎伏図	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法
敷地断面図及び基礎・地盤説明書	支持地盤の種別及び位置 基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置
使用構造材料一覧表	基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠
施工方法等計画書	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別 打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置
令第三十八条第三項若しくは第四項、令第三十九条第二項、令第四十条ただし書、令第四十七条第一項、令第六十六条、令第六十七条	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法 コンクリートの型枠の取外し時期及び方法 令第三十八条第三項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項 令第三十八条第四項の構造計算の結果及びその算出方法

第二項、令第六十九条、令第七十三条第二項ただし書、令第七十九条第二項、令第七十九条の三第二項又は令第三百三十九条第一項第四号イの規定に適合することの確認に必要な図書

<p>令第三十九条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第四十条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第四十七条第一項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第六十六条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第六十七条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第六十九条の構造計算の結果及びその算出方法</p>	<p>令第七十三条第二項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第七十九条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第七十九条の三第二項に規定する構造方</p>
--	--	--	-------------------------------------	--	-------------------------------	--	--	----------------------------

	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法</p>
<p>構造詳細図</p>	<p>構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法</p> <p>鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法</p> <p>鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ</p>
<p>基礎伏図</p>	<p>基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法</p>
<p>敷地断面図及び基礎・地盤説明書</p>	<p>支持地盤の種別及び位置</p> <p>基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置</p> <p>基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠</p>
<p>使用構造材料一覧表</p>	<p>構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別</p>
<p>施工方法等計画書</p>	<p>打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全</p>

	性を確保するための措置
	コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法
	コンクリートの型枠の取外し時期及び方法
令第三十八条第三項若しくは第四項、令第三十九条第二項、令第四十条ただし書、令第四十二条ただし書、令第四十七条第一項、令第六十六条、令第六十七条第二項、令第六十九条、令第七十条、令第七十三条第二項ただし書、令第七十七条第四号若しくは第六号、令第七十七条の二第一項ただし書、令第七十九条第二項、令第七十九条の三第二項、令第八十条の二又は令第一百三十九条第一項第四号イの規定に適合することの確認に必要な図書	令第三十八条第三項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
令第四十七項の構造計算の結果及びその算出方法	令第三十八条第四項の構造計算の結果及びその算出方法
令第三十九條第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第三十九條第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
令第四十条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項	令第四十条ただし書に規定する用途又は規模への適合性審査に必要な事項
令第四十二条ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項	令第四十二条ただし書に規定する基準への適合性審査に必要な事項
令第四十七條第一項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第四十七條第一項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項
令第六十六条に規定する構造方法への適合	令第六十六条に規定する構造方法への適合

<p>性審査に必要な事項</p>	<p>令第六十七条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第六十九条の構造計算の結果及びその算出方法</p>	<p>令第七十条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第七十条に規定する一の柱のみの火熱による耐力の低下によつて建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合として国土交通大臣が定める場合に該当することを確認するために必要な事項</p>	<p>令第七十三条第二項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第七十七条第四号及び第六号に規定する基準への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第七十七条の二第一項ただし書の構造計算の結果及びその算出方法</p>
------------------	--	-------------------------------	------------------------------------	---	--	---	--

		(四)			
		令第四百二十二条の規定が適用される工作物			
側面図又は縦断面図	平面図又は横断面図	配置図			
鉄筋コンクリート造等の柱の各部の高さ及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び立	に材料の種別	、寸法及び構造方法	近接又は接合する建築物又は工作物の位置	、寸法及び構造方法	擁壁の各部の位置、寸法及び構造方法
				令第八十条の二に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第七十九条の三第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

面形状	近接又は接合する建築物又は工作物の位置、寸法及び構造方法	構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法	鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法	基礎伏図	敷地断面図及び基礎・地盤説明書	基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置 基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠
-----	------------------------------	--	-------------------------------------	-------------------	------------------------	----------------------------	------	-----------------	--

使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
施工方法等計画書	<p>打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置</p> <p>コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法</p> <p>コンクリートの型枠の取外し時期及び方法</p>
<p>令第三十八條第三項若しくは第四項、令第三十九條第二項、令第七十九條第二項、令第八十條の二又は令第四百四十二條第一項第五号の規定に適合することの確認に必要な図書</p>	<p>令第三十八條第三項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第三十八條第四項の構造計算の結果及びその算出方法</p> <p>令第三十九條第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第七十九條第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第八十條の二に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>

		(五)			
		<p>令第四百四十三条第二項の規定が適用される乗用エレベーター及びエスカレーター（この項において「乗用エレベーター等」という。）</p>			
		配置図	平面図又は横断面図	側面図又は縦断面図	
<p>令第四百四十二条第一項第五号の構造計算の結果及びその算出方法</p>		<p>乗用エレベーター等の位置、構造方法及び寸法</p>	<p>乗用エレベーター等の各部の位置及び構造方法並びに材料の種別、寸法及び平面形状</p>	<p>近接又は接合する建築物の位置、寸法及び構造方法</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別及び寸法</p>
			<p>近接又は接合する建築物の位置、寸法及び構造方法</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、寸法及び構造方法並びに材料の種別</p>	

構造詳細図	構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口並びに溶接の構造方法
基礎伏図	鉄筋の配置、径、継手及び定着の方法
敷地断面図及び基礎・地盤説明書	鉄筋及び鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さ
使用構造材料一覧表	管の接合方法、支枠及び支線の緊結
施工方法等計画書	基礎の配置、構造方法及び寸法並びに材料の種別及び寸法
	支持地盤の種別及び位置
	基礎の底部又は基礎ぐいの先端の位置
	基礎の底部に作用する荷重の数値及びその算出根拠
	構造耐力上主要な部分に用いる材料の種別
	打撃、圧力又は振動により設けられる基礎ぐいの打撃力等に対する構造耐力上の安全性を確保するための措置

	<p>コンクリートの強度試験方法、調合及び養生方法</p> <p>コンクリートの型枠の取外し時期及び方法</p>
<p>令第三十八条第三項若しくは第四項、令第三十九条第二項、令第六十六条、令第六十七条第二項、令第六十九条、令第七十三条第二項ただし書、令第七十九条第二項、令第七十九条の三第二項、令第八十条の二又は令第三十九条第一項第四号イの規定に適合することの確認に必要な図書</p>	<p>令第三十八条第三項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p> <p>令第三十八条第四項の構造計算の結果及びその算出方法</p>
	<p>令第三十九条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>
	<p>令第六十六条に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>
	<p>令第六十七条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>
	<p>令第六十九条の構造計算の結果及びその算出方法</p>
	<p>令第七十三条第二項ただし書に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>

<p>令第二百二十九条の三第一項第一号及び第二項第一号並びに令第二百二十九条の四から令第二百二十九条の十までの規定が適用されるエレベーター</p>	<p>平面図</p>	<p>令第七十九条第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>
<p>令第二百二十九条の三第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第八十条の二に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>	<p>令第七十九条の三第二項に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項</p>
<p>令第二百二十九条の四から令第二百二十九条の十までの規定が適用されるエレベーター</p>	<p>床面積求積図</p>	<p>令第三百三十九条第一項第四号イの構造計算の結果及びその算出方法</p> <p>エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置</p> <p>エレベーターの機械室の出入口の構造</p> <p>エレベーターの機械室に通ずる階段の構造</p> <p>エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造</p> <p>エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式</p>

エレベーターの仕様書	エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員 昇降行程
エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの定格速度 エレベーターのかごの構造 エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造 非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造
エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法	エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法
エレベーターの制御器の構造	エレベーターの制御器の構造
エレベーターの安全装置の位置及び構造	エレベーターの安全装置の位置及び構造
エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を	エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を

	<p>掲示する位置</p>
<p>エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図</p>	<p>出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかごの床先と昇降路の壁との水平距離</p> <p>エレベーターの昇降路内の突出物の種別、位置及び構造</p> <p>エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離</p> <p>エレベーターの機械室に通ずる階段の構造</p>
<p>エレベーター強度検証法により検証した際の計算書</p>	<p>固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部分等に生ずる力</p> <p>主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度</p> <p>主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度</p> <p>独立してかごを支え、又は吊ることができると認められた限界の許容応力度</p>

<p>令第二百二十九条の三第一項第二号及び第二項第二号並びに令第二百二十九条の十二の規定が適用されるエスカレーター</p>	<p>エスカレーターの仕様書</p>		<p>エレベーターの使用材料表</p>		<p>エレベーターの荷重を算出した際の計算書</p>	
	<p>エスカレーターの構造詳細図</p>	<p>エスカレーターの勾配及び揚程</p>	<p>エスカレーターの踏段の定格速度</p>	<p>エレベーターの機械室の出入口に用いる材料</p>	<p>エレベーターのかごの床面積</p>	<p>エレベーターのかごの積載荷重及びその算出方法</p>
<p>通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置</p>	<p>エスカレーターの制動装置の構造</p>	<p>昇降口において踏段の昇降を停止させることのできる装置の構造</p>				

	エスカレーターの踏段の構造
エスカレーターの断面図	エスカレーターの踏段の両側に設ける手すりの構造 エスカレーターの踏段の幅及び踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部 び中心までの水平距離
エスカレーター強度検証法により検証した際の計算書	固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部分等に生ずる力 主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度 主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度
エスカレーターの荷重を算出した際の計算書	独立して踏段を支え、又は吊ることができ る部分の材料の破断強度を限界安全率で除 して求めた限界の許容応力度 エスカレーターの各部の固定荷重 エスカレーターの踏段の積載荷重及びその

		(六)			
		令第四百四十四条の規定が適用される遊戯施設			
		平面図又は横断面図			
遊戯施設の客席部分の周囲の状況	遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の位置	遊戯施設の使用の制限に関する事項を掲示する位置	遊戯施設の運転室の位置	安全柵の位置及び構造並びに安全柵の出入口の戸の構造	非常止め装置が作動した場合に、客席にいる人を安全に救出することができる位置へ客席部分を移動するための手動運転装置又は客席にいる人を安全に救出することができる通路その他の施設の位置
					運転開始及び運転終了を知らせる装置の位置
					エスカレーターの踏段面の水平投影面積
					算出方法

	側面図又は縦断面図	遊戯施設の仕様書
遊戯施設の駆動装置の位置	遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の構造	遊戯施設の駆動装置の位置
遊戯施設の客席部分の周囲の状況	遊戯施設の種類の種類	客席部分の定常走行速度及び勾配若しくは平均勾配又は定常円周速度及び傾斜角度
遊戯施設の駆動装置の位置	遊戯施設の客席部分の数の数	遊戯施設の使用の制限に関する事項
遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分に関する事項	遊戯施設の駆動装置及び非常止め装置に関する事項	遊戯施設の運転室に関する事項

遊戯施設の構造詳細図		遊戯施設の客席部分の構造 詳細図		遊戯施設強度検証法により 検証した際の計算書
遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分の 位置及び構造	遊戯施設の駆動装置の位置及び構造	令第四百四十四条第五号に規定する非常止め 装置の位置及び構造	遊戯施設の乗降部分の構造又は乗降部分に おける客席部分に対する乗降部分の床に対 する速度	軌条又は索条の位置及び構造
定員を明示した標識の位置	遊戯施設の非常止め装置の位置及び構造	客席部分にいる人が客席部分から落下し、 又は飛び出すことを防止するために講じた 措置	固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持 部分等に生ずる力	

遊戯施設の使用材料表				
遊戯施設の客席部分及び主要な支持部分に用いる材料の種類及び厚さ	綱車又は巻胴の直径	主索の規格及び直径並びに端部の緊結方法	独立して客席部分を支え、又は吊ることができる部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度	主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度
主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全措置作動時の各応力度				

「第三条第一項（単体規定が準用される工作物の確認申請）表三 構造方法等の認定に係る認定書の写し」

	(ii)	(3)
<p>(-)</p> <p>乗用エレベーターで観光のためのもの</p>	<p>かご及び主要な支持部分の構造を令第四百三十三条第二項において準用する令第四百二十九条の四第一項第三号の認定を受けたものとするもの</p> <p>制御器の構造を令第四百三十三条第二項において準用する令第四百二十九条の八第二項の認定を受けたものとするもの</p> <p>制動装置の構造を令第四百三十三条第二項において準用する令第四百二十九条の十第二項の認定を受けたものとするもの</p>	<p>令第四百三十三条第二項において準用する令第四百二十九条の四第一項第三号の認定に係る認定書の写し</p> <p>令第四百三十三条第二項において準用する令第四百二十九条の八第二項の認定に係る認定書の写し</p> <p>令第四百三十三条第二項において準用する令第四百二十九条の十第二項の認定に係る認定書の写し</p>
<p>(二)</p> <p>エスカレーターで観光のためのもの</p>	<p>踏段及び主要な支持部分の構造を令第四百三十三条第二項において準用する令第四百二十九条の十二第二項において準用する令第四百二十九条の四第一項第三号の認定を受けたものとするもの</p>	<p>令第四百三十三条第二項において準用する令第四百二十九条の十二第二項において準用する令第四百二十九条の四第一項第三号の認定に係る認定書の写し</p>

(五)	(四)		(三)
<p>令第三百二十九条第一項第三号又は第四号口の規定を準用する令第四百十条第二項の認定を受けたものと</p>	<p>令第三百二十九条第一項第三号又は第四号口の認定を受けたものとする構造方法を用いる煙突等</p>	<p>遊戯施設</p>	<p>制動装置の構造を令第四百十三條第二項において準用する令第二百二十九條の十二第五項の認定を受けたものとするもの</p>
<p>令第三百二十九条第一項第三号又は第四号口の規定を準用する令第四百十条第二項に係る認定書の写し</p>	<p>令第三百二十九条第一項第三号又は第四号口に係る認定書の写し</p>	<p>非常止め装置の構造を令第四百四十四条第五号の認定を受けたものとするもの</p>	<p>客席部分及び主要な支持部分のうち摩損又は疲労破壊が生ずるおそれのある部分の構造を令第四百四十四条第二号において準用する令第二百二十九條の四第一項第三号の認定を受けたものとするもの</p>
<p>令第四百四十四条第二項において準用する令第二百二十九條の四第一項第三号の認定に係る認定書の写し</p>	<p>令第四百十三條第二項において準用する令第二百二十九條の十二第五項の認定に係る認定書の写し</p>	<p>客席部分の構造を令第四百四十四条第三号イの認定を受けたものとするもの</p>	<p>令第四百四十四条第三号イの認定に係る認定書の写し</p>

							する構造方法を用いる鉄筋コンクリート造の柱等 る認定書の写し
						(六)	令第三百二十九条第一項第三号又は第四号口の規定を 準用する令第四百十一条第二項の認定を受けたもの とする構造方法を用いる鉄筋コンクリート造の柱等 の認定書の写し
						(七)	令第三百二十九条第一項第三号又は第四号口の規定を 準用する令第四百十三条第二項の認定を受けたもの とする構造方法を用いる乗用エレベーター又はエス カレーター の認定書の写し
						(八)	令第四百四十四条第一項第一号口又は八(2)の認定を受 けたものとする構造方法を用いる遊戯施設 に係る認定書の写し
						(九)	令第四百四十四条第二項において読み替えて準用する 令第二百二十九条の四第一項第三号の認定を受けたも のとする構造の客席部分及び主要な部分を有する遊 戯施設 に係る認定書の写し
						(十)	令第四百四十四条第一項第三号イの認定を受けたもの とする構造の客席部分を有する遊戯施設 書の写し
						(十一)	令第四百四十四条第一項第五号の認定を受けたものと する構造の非常止め装置を設ける遊戯施設 の写し
						(十二)	指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、 法第八十八条第一項において準用する法第

防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものとしなければならない工作物で、法第八十八条第一項において準用する法第三十七条第二号の認定を受けたものを用いるもの

三十七条第二号の認定に係る認定書の写し